

開会（8：59）

○鈴木浩己分科会長 皆さん、おはようございます。

定刻より若干早いですが、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。

ただいまから予算決算審査特別委員会建設経済分科会を開会いたします。

会議に先立ちまして、秋山分科会員から欠席の届出がありましたので御報告いたします。

当分科会に付託された案件は認第10号「令和3年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」の1件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木浩己分科会長 御異議なしということで、お手元の配付の審査順表のとおりとさせていただきます。

それでは、これより議案の審査を行います。

まず、認第10号のうち、上下水道部所管部分を議題といたします。

それでは、質疑のある分科会員は御発言をいただきたいと思いますが、決算書及び主要事業概要報告書のページ数も一緒にお伝えをいただいた上で御質疑をよろしく願います。

それでは、よろしく願います。

○河合一也副分科会長 14款1項3目歳入の下水処理施設使用料についてなんですけれども、時効が7件あるという話を伺っているんですけれども、時効というのは何年で時効になるのか、教えてほしいのと、もう一つ、未済の130件分というのは、どんな理由になるのか、いろいろあるんでしょうけれども、主だったところだけでも教えていただくとありがたいです。

○山内高人下水道課長 まず、未納の何年で解除になるかといったところですけど、5年という形となっております。それと、130件の主な状況でございますが、住所不明のまま引っ越しをされてしまうだとか、もしくは他界をされて状況がつかめなくなってしまうとか、そういったことが多いかと。

以上です。

○河合一也副分科会長 今伺って、引っ越しで住所不明という場合、ある程度対応はもちろんされていくと思うんですけれども、どこまでそれを対応していくのかというのと、遅れた場合には遅延料金がかかるのかどうかとか、その辺を教えてください。

○山内高人下水道課長 遅延料金というものはかかりません。あと、料金の徴収については、出納の業者に委託をしているといった形です。その中で、利用料金の支払いがなければ、通知を出させてもらって、それをまた何度か繰り返すと、本人のところに調査といますか、聞き取り等といった対応もしております。できる限りの中で徴収に努めている状況ではございます。

○河合一也副分科会長 すみません。食い下がるようで悪いですけど、委託したにしる、

住所が分からないわけですね。引っ越しの住所が分からないというのは、例えば、どこまで、住所が分からないからそれでとなくなってしまうのか、分からないながらもここまで追求する手だてがあるみたいなことがあるのかなのか、分からないということになれば、そこで一応終わってしまうのか、5年間の間に、そうなれば何もしないのかどうかというようなところと、もう一つは、例えば、他界された場合には、親戚筋まで、あるいは相続の関係を持っている人たちのところまで、徴収しようとしているのかどうか教えてもらえればと。

○山内高人下水道課長 追跡調査まではやっておりません。

以上です。

○河合一也副分科会長 了解です。

○鈴木浩己分科会長 いいですか。

他にございますか。

○河合一也副分科会長 歳出のほうでお願いします。4款1項6目合併処理浄化槽……。

○鈴木浩己分科会長 ページ数を。

○河合一也副分科会長 すみません。ページ数を先に言ったほうがいいですね。決算書213ページです。概要説明書のほうは102ページです。

合併処理浄化槽設置事業費1億8,160万円のところなんですけれども、まず、476基分の補助を行ったという説明があるんですけれども、例えば、新改築のときなんかは自然と合併浄化槽になるわけですね。それはそれでいいと思うんですけど、そうじゃなくて、普及活動をする上で新しくする場合もあるわけですね。その割合って大体分かるんですか。お願いします。

○山内高人下水道課長 今回の実績を言わせていただきます。新規というか、建築をするときに新しくなる。その方も一応補助対象という形となっております、新規の基数としては、全部で284基でございます。設置替えが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替えるといった場合になりますけど、192基でございます。

以上です。

○河合一也副分科会長 ありがとうございます。私、手元に古い資料なんですけれども、令和元年なんですけど、合併浄化槽とか公共下水道とかコミュニティ・プラントとか、その設置のパーセントがほぼ70%ぐらいで聞いていたんですけれども、令和3年度で、そのパーセントはどれぐらいに上がっているのか教えてください。

○山内高人下水道課長 今分科会員がおっしゃったのは汚水処理の人口普及率という形なのかと思います。合併浄化槽と公共下水道、それとコミュニティ・プラントで浄化されたものが汚水処理人口という形になりますけど、令和3年度で72.96%という形でございます。

以上です。

○河合一也副分科会長 3%上がったということで、ありがとうございます。

あと、これは国の交付金が入っているわけですね。歳入では九千三百何万円とか入っていますけど、この1億8,160万円の中のうち9,373万6,000円というのが国から下りているというふうに考えればいいでしょうか。

○山内高人下水道課長 このうちの国からのお金が9,373万6,000円となっています。それ

と、県も国と同調する形で補助を出しております。市と国、県の3つで補助を出すとなっております。123ページに、県支出金の衛生費県補助金で上から3段目に合併処理浄化槽補助金2,342万1,000円、これが県の補助金となります。

以上です。

○河合一也副分科会長 大分交付金で賄われているというのが分かりました。

あと、最後、もう一点、今さっき、ほぼ73%ぐらいがというふうに聞いたので、残りの27%ぐらいですか、汲取りだったり単独浄化槽だったりなんですけど、その比率というのは分かっているんですか、汲取りと単独浄化槽の。お願いします。

○山内高人下水道課長 先ほど、汚水処理人口普及率が72.96%と御説明しました。100%、それを引けばいい話だものですから、おおむね27%でございます。

○鈴木浩己分科会長 27%のうち、汲取りと単独がどのぐらいの比率かというのを。

○山内高人下水道課長 そのうち、し尿の汲取りが1.6%ありますので、単独処理浄化槽は25.4%ぐらいです。

○河合一也副分科会長 ありがとうございます。汲取りがどれぐらいかって、いつも、残りが全部そうかななんて思って、その比率が気になっていたものですから、ありがとうございました。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○村松幸昌分科会員 決算もこれでいいかと思いますので、考え方なんですけど、今、新築住宅とかという場合は、建築基準法で合併処理浄化槽は必置でしょう。そうすると、いわゆる合併処理浄化槽を設置する事業というのは、そこは法的にやらないとなので、補助をするのは必要かもしれませんけど、今単独とか生し尿の分を合併処理浄化槽に持っていくというと、その辺で政策を変えていく必要もあるんじゃないのかなと、同じ金を使うとか補助率を変えるとか、そんな国のほうの動きなんかはどうなんですかね。もう一回、焼津の考え方を教えてください。

○山内高人下水道課長 さっきの国の考え方としましては、確かに分科会員がおっしゃるように合併処理浄化槽が必須になるので、建築をするときには、それは補助金だとか云々関係なく、それはやる義務になっているという状況でございます。ただ、国の今現在の動きとしては、そのまま新設でも設置替でも補助金を出すという形になっております。

県のほうとしましては、やはり割合としては設置替えのほうに重きを置いたほうがいいんじゃないかという形で、補助金の割合を少し落とすような動きが今あるかもしれません。市のほうとしましては、国の考えといったところもあるものですから、今は新設のところに対しても補助するという形でやらせてもらいます。

ただ、当然、設置替えをするといったところが水質改善に一番必要なところになりますので、そこについてはしっかり周知をさせてもらって、令和2年度の設置替えの補助実績が125基に対し、3年度は185基という形で、60基増となりました。引き続き推進していきたいと思っております。

○村松幸昌分科会員 私、何でそれを言うかということ、結局、新築したときにローンを借りた場合には住宅ローン控除というのがあるんですよ。それを受けて、なおかつ、また設置の補助金をもらうというのはダブルですよ。そういうことを考えてみると、やっ

ぱり設置替えをして、そのほうが水質を改善するのが早いかなと思うものですから、それは、市の当局者に言うんじゃなくて、これは国のほうに言わないとなのかもしれないんだけど、一応そんなことを、今、県の流れが分かりましたので、引き続き設置替えについては努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○村松幸昌分科会員 いいですか。

ページ数は219ページです。219ページの地域し尿処理施設維持管理事業費2,545万2,022円。これのいわゆる、当然、今、運転しているものですから、排水検査をしたときの情報の開示というのはどういうふうにしているのか。というのは、いわゆる使っている大きな施設が3つありますよね。坂本とすみれ台と、それとつつじ平の住宅団地下水処理場。市のホームページはそういうのを載せていますかというのと。

それと、3施設とも設置後50年を経過しているんだよね。それで、私、こんなことを言うと申し訳ないんですけど、何でそういうふう聞くかという、私も担当者でやっていた、このコミュニティ・プラント。そのときには、環境衛生課だけで、下水道とのアクセスがない。専門的な知識が全くなく、どういうふうにしていたかという、合併処理浄化槽の資格を持っていた職員と、それと委託業者と、そこで知恵を絞りながら運転していた。だけど、今度、下水道課にやったものですから、そのメリット等があれば、こうなりましたよということがあれば、説明をお願いしたいと思います。

○山内高人下水道課長 まず、今おっしゃったように、各施設というのが、昭和45年から昭和48年に設置されているものだといった形で、施設のほうも、今それこそ組織が変わって、土木とか電気の技術者がいる下水道課とくっついたものでございますので、当然、直す場合は業者という形になりますけど、知識のある職員もいるものですから、そこら辺は非常にメリットになったのかなというふうに感じております。

それと、水質については、当然のごとく、全ての施設について、BOD、SSについての水質調査は定期的にやって、それでチェックをしていると。また、県のほうの立入検査等もございますので、そういった中での確認もしてもらって、問題のない水質で放流しているといった形となっております。

ただ、実施の結果について、ホームページで上げるという形は今取っていない状況ですので、今後、この点については検討していきます。

以上です。

○村松幸昌分科会員 了解です。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○杉崎辰行分科会員 単純なところだけ。先ほど、時効の話がございました。これ、時効の中断というのものもあるんですか。中断要件とか。

○山内高人下水道課長 例えば、分割払いのような形でやっている方で、そこで途中までは払って、そこから、また、払うをやめてしまうとか。そうすると、スタートが、一番最初からの5年ではなくて、そこで払い止めというか、そこからまた5年という形になると。もし、切れてしまったら、また、そこからのスタートになるという形はあるというところ。

以上です。

- 杉崎辰行分科会員 今現状で金額的なところを見て、やむを得ないかなというのもあるんだけど、今後、今の高齢者の世帯、先ほど、他界なさってというのがありましたよね。そうすると、相続人は当然いるわけですよね。その相続人が分からない人の場合は、住所不定で他界してどうしようもなくなっちゃうけれども、調査していったら相続人が見つかりましたよといったら、その見つかった時点から時効の起算日になるのか、亡くなったときからになるのかというのを、明確に今度しておくとの、中断をかけたい。この金額だと中断をかけてもいいよねというの場合に、何かそこで法的にこっちから、プッシュというかアタックしてできるものがあるのかというところで聞きたかったんです。
- 山内高人下水道課長 また確認させていただきます。

以上です。

- 鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

じゃ、副分科会長、替わってください。

それじゃ、さっきの説明のところですけども、御案内のとおり、石津三町が浄化槽の設置補助が下りる、そういう区域になったわけなんですけれども、浄化槽の営業をやっている会社が、結構そういう情報のアンテナを高くしていたものですから、圧倒的に石津三町って単独浄化槽のお宅が結構多いんですよ。下水道認可区域でありながら、全然工事が来ない、かといって合併処理浄化槽にするにも補助が受けられない、そういう区域でもあったものですから、単独浄化槽でも、そのまま臭い家庭内の雑排水を流しながらやっているお宅が結構あって、営業の方に聞いてみると、石津三町は結構積極的に営業活動をやったというふうに伺っているんですけどもね。

設置替えの件数、令和3年は192件、令和2年度は133件ということなんですけど、設置替えの補助を出したというのを地区別で何基、石津は例えば50基だとか、そういうことで地区別に出していますかね、どうですか。

- 山内高人下水道課長 まず、石津三町のところについては、件数というものは押さえております。下水道未処理区域のところの設置替えについては、昨年7基、それで新設が24基という形となっております。

それで、先ほど、新設284基と設置替え192基という話をしましたけど、それは、すみません、下水道未処理区域で、石津三町の部分も含めた形になっておりますので、お願いします。

あとの地区については、地区ごとに何基といったところは押さえておりません。そこは、本年度、例えば大井川地区で何基、旧焼津地区で何基というような、そのようなデータは、すみません、ありません。

- 鈴木浩己分科会長 分かりました。

それと、あと、この問題で結構、村松分科会員がまだ部長だった頃も、一般質問とか常任委員会でご答弁を求めたり言っていたりって、そういう間柄だったんですけども。当時から言っているんですけども、浄化槽の台帳、あれは下水道課のほうで管理しているんですか。それともないのか。また、違うところで管理されているのか、教えてください。

- 増田 亘上下水道部長 台帳につきましては、基本的には、浄化槽法に基づくものでご

ございますので県の事務でございますが、当市におきましては、旧焼津地区でございますけれども、直営でやっておりますので、いわゆる清掃台帳のような格好になりますが、そういった形での把握をしているということでございます。

以上でございます。

○鈴木浩己分科会長 その清掃台帳には、このお宅は合併処理浄化槽、このお宅は単独、あと、くみ取りとかって、そういう書き分けはできていらっしゃるんですね。

○山内高人下水道課長 各家庭でどういったものかということは把握しております。

○鈴木浩己分科会長 分かりました。

旧大井川地区なんですけれども、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の絡みで、やっぱり向こうは1国2制度になっていて仕組みも違うわけなんですけれども、旧大井川地域のそういった清掃台帳は、業者が持っているんですか。教えていただければと思います。

○山内高人下水道課長 そこは明確に業者と話をしたわけじゃないものですから、推測の話で申し訳ないですけど、各家とも契約を結んで定期的に行っているという流れがあるものですから、恐らく各会社がこの家はこういったものだということは、当然押さえているのではないかというふうに思っておりますけど、その情報を市がもらうということにはしておりません。

○鈴木浩己分科会長 分かりました。理想はやっぱりいただければというふうに思うんですが、なかなか向こうも商売だし方式も違うものですから、難しいのかなというふうに思いますけれども、せめて旧焼津地域だけでも、そういった清掃台帳を基に設置替えの推進をしていただくためにも、単独と生し尿のお宅には、やっぱり設置替えのPR紙だとか、そういったものをポスティングなりなんなり、啓発をまたお願いしたいなというふうに思っています。

最後に1つだけ、石津三町でそういう補助が始まった頃に、設置替えの補助金、以前は島田、藤枝、焼津、3市を比べると、圧倒的に焼津のほうが少ないという。焼津のほうは、宅内の配管の25万円もプラスして、それで何とか3市、ほぼ同じぐらいの水準に当時はなったんですが、最近見てみたら、焼津が65万円ぐらいだとすると、藤枝とか島田とかって、たしか90万円近いと思ったんですけども、また、えらく差がついちゃっているなというふうに、広報ふじえだか何かで見たような気がするんですがね。近隣同士の設置替えの補助額の差というのは把握されていらっしゃればお教えいただきたいというのと、その差がもし結構何十万も違うものですから、さらに上乘せというのを検討されているかどうかという、その2つ教えていただければと思います。

○山内高人下水道課長 他市の状況でございますが、まず、今、焼津の補助については、新設20万円、設置替えについては、浄化槽部分が45万円、配管20万円の65万円という形となっております。まず、新設に関してですけど、静岡市はありません。藤枝市は焼津と同じ20万円、人槽関係なく20万円。島田市は15万円という形となっております。汲取りからの転換、それについて、汲取りからの転換は、焼津が20万円、藤枝市も20万円、島田市は人槽によって5人槽が33万2,000円、7人槽が41万4,000円、10人槽が54万8,000円という形となっております。単独浄化槽からの転換で、配管を含む費用ですけど、焼津市が65万円、藤枝市は5人槽が63万2,000円、7人槽が71万4,000円、10人槽が

84万8,000円と。島田市が、5人槽が72万2,000円、7人槽が80万4,000円、10人槽が93万8,000円と。静岡市は、5人槽が63万2,000円、6から7人槽が71万4,000円、8から50人槽が84万8,000円という形となっております。

ただ、設置件数の割合がほとんどの8割、9割は、ほぼ5人槽のほうがほとんどでございます。なので、逆にいうと、焼津はそのところが一律65万円にしている。5人槽のほうには逆にプラスになっているといった形があります。他市のように人槽が大きいところのものに合わせて上げない分、均等して設置割合が多いところに厚くといいますか、補助させてもらっているという考えでございます。一応、他市の状況も確認をしながら、また、検討はしていきたいと考えております。

○鈴木浩己分科会長 分かりました。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己分科会長 じゃ、ほかに特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論とか採決はありませんので、以上で上下水道部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

上下水道部の皆様、御苦労さまでした。

休憩(9:35~9:38)

○鈴木浩己分科会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、認第10号中、建設部所管部分の議案審査に入ります。

それでは、質疑、意見のある分科会員は御発言をお願いいたします。ページ数とかも言った上でよろしくをお願いいたします。

○河合一也副分科会長 歳入のほうからお伺いします。

ページは103ページです。14款1項6目の土地使用料の中の道路橋梁使用料なんですけれども、教えていただきたいのは、占用使用料の内訳といいますか、いろんな電気とか電柱とか、きっとそういうのでガス管通したりとか、いろいろあるんでしょうけれども、できれば、道路のほうと橋のほうと、こういうことで占用料が使われるという、その辺の内訳を教えていただければというふうに思います。

○村松一哉土木管理課長 占用料につきましては、まず、道路橋梁使用量6,332万6,619円につきましては、市道認定されている道路区分についての占用料で、東海ガスが2,178万円、NTTが1,834万円、中部電力が1,261万円、静浜パイプラインが310万円、そのほか、民間企業による排水管だとか、そういう部類の占用が750万円で、合計約6,333万円でございます。

次の法定外道路使用料でございますが、NTTが6万円、中部電力が4万円、東海ガスが13万円、静浜パイプラインが1万円、そのほか民間企業による排水管だとか、そういうものが15万円で、合計39万円でございます。

次に、河川使用料でございますが、1,500万円弱の使用につきましては、中部電力が225万円、NTTが118万円、東海ガスが30万円、中部テレコミュニケーションが71万円、そのほか、個人による占用橋のものが535万円、企業による占用橋が413万円、そのほか、

民間企業による電線類、排水管などで103万円で、合計約1,500万円でございます。

道路の使用料につきましては、8款2項2目の道路維持費の財源として充当しております。そして、河川のほうにつきましては、8款3項3目河川維持費の財源として充当しております。

以上でございます。

○河合一也副分科会長 いろいろ細かくありがとうございます。聞き取れなかったところもありますけど、いろんな用途で占用使用料があるという、例えば、川の場合なんかは、水を使うとか土地を使うとか土砂を使うとか、いろいろあるということですよ、そういう意味では。その割合は出ていないですかね。

○村松一哉土木管理課長 土砂とかそういうものは、あまりございません。主に河川の占用橋が多くて、先ほども申し上げました個人の占用橋にも、減免される部分と有料の部分があったりだとか、企業は当然、有料なんですけれども。企業の中でも公共性のあるものとかは減免をしたりとか、そういうのもございます。

○河合一也副分科会長 ありがとうございます。

あちこち聞いて申し訳ないんですけど、例えば、土地を使用する場合には、地下を使う場合と電柱ってあると思うんですけど、電柱1本幾らとか、そういうあれは面積で決まっているとか、どんな使用料になっているんですか。

○村松一哉土木管理課長 電柱につきましては、1本幾らとか、あと、管は口径によってメートル当たりの……。

○河合一也副分科会長 何によってですか。

○村松幸昌分科会員 口径。

○河合一也副分科会長 口径で。

○村松一哉土木管理課長 管、口径、太さですね。によってメートル当たり単価が決まっておりますので、そちらに基づいて算出をしております。

以上です。

○河合一也副分科会長 あと、先ほども別な部署でも聞いたんですけど、時効が発生していたりしますけど、これはやっぱり5年ということなんですか。あと、8件の河川使用料だと、未済部分が5年分とか聞いたので、やっぱり時効は5年ということですよ。8件分の未済部分の理由が、分かれば教えていただきたいと思います。

○村松一哉土木管理課長 時効につきましては、地方自治法の236条に金銭債権の消滅時効ということでございますので、こちらで5年ということになっております。

8件の内訳につきましては、年度ごとに占用をかけているものですから、かぶっている人も当然いますし、やはり相続の問題だとか、いろいろそういうものとかございますので、徴収ができないといったところ。遠方の方につきましても、手紙を送ったりとかして催促はしているんですけども、そういうところも徴収ができていないというところがございます。

○河合一也副分科会長 例えば、遠隔地への督促とかというのは決まっているんですか。定期的に、委託をされているのかもしれないんですけど、年1回は必ずとか、あるいはもうちょっと頻繁に行われているのか、その辺はどうなんですか。

○村松一哉土木管理課長 遠方の方につきましては、督促等を郵送で職員が行っております。



す。近くのところにつきましては、電話とかで催告を行ったりだとか訪問をしたりとか、そういうのを行っております。

以上です。

- 河合一也副分科会長 伺ったのは、頻度といいますか、例えば、郵送だとどのくらいの督促の頻度なんですか。
- 村松一哉土木管理課長 基本的に1回でございます。
- 河合一也副分科会長 そのかいあってということもあるかと思うんですけど、そのかいがないことが多いということですかね。どうなんですかね。
- 村松一哉土木管理課長 それこそ、例年同じ方でございますして、5年ぐらい前とかを見ますと件数をもっと多いときもございまして、やはり職員の粘り強い対応とか、そういうもので件数が減ってきていて、今、下げ止まりというか、そういうようなところでございます。
- 河合一也副分科会長 かいあってということで、了解しました。ありがとうございます。
- 鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。
- 村松幸昌分科会員 じゃ、お願いします。

ページ数が241、資料が132、8款1項2目市単独地籍調査事業費です。これは、説明ですと、実施完了地区、大井川地区と。そこで、多角点などの復旧を行って、ここをもう少し詳しく説明をしてくださいということと、それと、この調査点は何件ですか。それと、多角点の復旧って書いてありますけど、復元したんでしょうか、新設点なんでしょうか。それと3つ目が、1点単価ってどのくらいかかるんですかって、そのところをお願いします。

- 村松一哉土木管理課長 多角点につきましては、今大井川地区のところ過去に地籍調査事業が行われまして、基準となる点が亡失してしまっているものですから、そこを復旧するというようなことでございます。ですので、既設のところ復旧をするというところでございます。復旧件数は7点でございます。
- 村松幸昌分科会員 7点。
- 村松一哉土木管理課長 1件当たりの単価につきましては、約6万円でございます。
- 村松幸昌分科会員 分かりました。

- 河合一也副分科会長 それじゃ、歳出のほうの243ページ、概要説明書の134ページ、8款2項3目の道路新設改良費なんですけれども、概要説明の中で、焼津広幡線の4車線化事業と一体的に周辺市道の整備を行っているというふうに伺っていますけれども、やっていることは分かっているんですけど、全体がなかなか見えていないというか、私だけかもしれない。そういう県の事業と市の事業が図表で見られるようなものというようなのというのは公表されているんでしょうか。
- 新村浩三道路課長 お答えします。

今、御質疑の中の全体の図面ということなんですけど、全体のこちらのほうの図面について、今、ホームページ等でこのスポット的というのはございませんけれども、これにつきましては、私どものほうの市と、あと、県事業のほうで焼津広幡線の関係の県道の拡幅ですとか、あと、隣接します2級河川の梅田川の工事等も県でやっています、それと私どものほうでの周辺の道路の関連する工事というところで一体的にやって

いますが、そういった中で説明会等の中でいろいろ、地域の方に図面等をお示しして、大きい図面をお見せしてですとか、公会堂に置いていただくとか、そういったことでの対応を今しているところでございます。

以上でございます。

○河合一也副分科会長 それを我々も見せていただくということは可能ということでしょうか。

○新村浩三道路課長 こちらにつきましては、地域の方も見ていただきますので、そちらのほうも御提供といえますか、そういったことも可能であるかと思えます。

以上でございます。

○河合一也副分科会長 ぜひ、また見せていただきたいなというふうに思います。

その中で、市の4車線化に伴う整備というのは一応、何年ぐらいまでの事業になっているのでしょうか。

○新村浩三道路課長 こちらにつきましては、県のほうの拡幅工事と合わせまして、前後の両サイド、そういった周辺のことをやりますので、今、県のほうの焼津広幡線の事業がおおむね令和10年度ということで今、県のほうで言うておりますので、県の事業と併せてまして私どものほうの事業も令和10年度を目途に今、事業のほうを進めているところでございます。

以上でございます。

○河合一也副分科会長 ありがとうございます。

○村松幸昌分科会員 款項目でいうと1つ戻るんですけど、8款2項2目の道路維持費、243ページの133ページです。ここの、すぐに対応してもらってありがとうございます。それで、これは、私のところへ来るのは、電話がかかってきて、ここが陥没しているとか、ここがちょっとおかしいとかと見て、写メを撮って、皆さんのところをお願いに行くんですけども、これは、そのほかに市民からの通報により修繕は、どのぐらいあるんですか。いわゆる、パトロールで見つけるのと通報の割合が分かっていたら教えていただきたいというのと、いわゆる補修工事の主なものって、どういうことなんですかねという。その辺がもし分かれば、工事別に発注しているパーセンテージ、何でもいいですけども、それが分かれば教えてくださいませんか。お願いします。

○新村浩三道路課長 市民の通報と道路パトロールで発見した割合というところにつきましては、その内訳については、私どもでそちらのほうまでのデータのほうは、すみません、持っていないんですけども、実際には、今御質疑がありましたように、パトロールのほうが定期的にやっているものですから、パトロールのほうと市民の方の情報というところでやっていますけど、少なくとも内訳については手元のほうではございません。申し訳ありません。

あと、維持のほうの修繕の内容でございますけれども、今、実際に小規模修繕のほうに行きますと、例えば、133ページのほうの概要説明書に道路小規模修繕というところで826件ございますけれども、その中で御説明いたしますと、その中で826件のうちの舗装に関する、陥没の復旧ですとか穴埋めが637件、それ以外に排水溝としまして側溝の補修ですとか、そういった排水施設に関するものの修繕が94件、道路附属物としまして視線誘導標、例えばデリネーターの損傷ですとか、そういったものが59件、そのほかに、

路肩ののり面補修ですとか路肩がずれたとか、そういったものののり面補修が26件、あと、それ以外のものが10件ございまして、合計で826件と、そういった内訳になってございます。

以上でございます。

○河合一也副分科会長 もう一つは歳出のほうの247ページ、概要説明書の140ページの大井川河川防災ステーション整備事業費に関してなんですけど、その事業費が5,683万7,000円とあって、その下にある3つの事業費では足りないんで、多分委託1件って書いてある、委託1件分が表示されていないと思うんですけども、まず、その委託1件の内容を教えてください。

○小長谷雅彦河川課長 今の大井川河川防災ステーションの整備事業費において、委託が何をやっているかということですが、内容的には、大井川中島地区防災ステーションののり面、芝地なんですけど、その芝地管理を行っております。

以上です。

○河合一也副分科会長 それは引き算すると83万6,000円になりますけど、それが委託料ということによろしいでしょうか。

○小長谷雅彦河川課長 83万6,000円でございます。

○河合一也副分科会長 了解しました。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

1つ教えてください。さっきの個人の占用橋ですが、橋の上でカーポートみたいなを建てちゃうというのは違法ですか。素朴な質問です。

○村松一哉土木管理課長 橋の上、カーポート等、そういうものは違法物になりますので、基本的には、橋につきましては通路ということで河川占用を取っておりますので、横に地覆とか転落防止の柵とか、そういうところまでは認めますけれども、上につきましては認めておりません。

○鈴木浩己分科会長 そういうお宅、ありますよね。御存じだと思いますけれども。そういうお宅には行政指導って、25年以上前からずっとそういうお宅があるんですけど、そういうのは行政指導していますか。

○村松一哉土木管理課長 過去のときに職員のほうで、水路改良工事のときにそういう物件があったということで、市のほうから、そういうものは撤去してくださいということで指導はしておりますけれども、ここ最近しているかと言われると、指導はしていません。

○鈴木浩己分科会長 お金は払っているという。

○久保山巖夫建設部長 4メートルまでが今申請を出されても無料という扱いになっているものですから、その時点で外されちゃうというのはあるんですけども。更新のときに、そういうのがあればそういう指導もさせてもらうし、例えば、工事でわざわざ補償がかかるようなカーポートはやめてくださいよって、そのために水路改良ができないというケースも、私のときもあったものですから、それは、どうしても行政だけで行くとあんまりうまくいかないというか、そのまま放置されるということもあるので、そのときには、河川占用のときには、地元の承諾書というのも一応書いてもらうものですから、地元の自治会なんかにも協力していただいて、指導というか、そういう形ではやってい

るんですが、なかなか撤去するというと、また、そこでお金が発生して堂々巡りのような状態になっていますので、それについても、また、うちのほうでしっかり、広報やいづとか占用の目的外使用みたいな形は広報していきたいと思います。

今は、それこそ乗り入れ鉄板のほうを今、管理課のほうに重点的にやってくれということで、鉄板が道路上にあつたりとか、乗り入れもかなり拡幅してとかというのがあつて、そこで転倒事故とか発生すると困るということで、今、そこを、一軒一軒回って今、指導したりとかしていますので、その一環で河川占用なんかも、そういうのを注意しながら、また、広報でもしっかり注意喚起を図ってということでお願いします。

○鈴木浩己分科会長 ぼちぼち10時。

○青島悦世分科会員 いいですか。

○鈴木浩己分科会長 ちょっと待って。恐らく放送が入りますので、一旦休憩に入ります。

休憩（10：00～10：01）

○鈴木浩己分科会長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○青島悦世分科会員 質疑とかじゃないけど許してください。

道路維持管理の話がありましたけど、大井川区の簡易舗装について、私も道路課のほうへときどき市民さんから言われる中で、対応の早いことについては本当に感謝しております。

そういう中で、まだほかにも結構あるんですね。それと、要するに爽快感がない、ああいうところを走ってもね、今。穴ぼこじゃなくてもねというものがあつたり、それで、水道で引っ張った後、そこがこんなへっこんじゃうでしょう。そういうのも含めて、路肩も含めて、爽快感がないんですね。

だもんで、最近突っ込むというのはないけれども、草が生えているものだから、それをよけるものだから、逆に突っ込まないというような状況もあるけどね。これの中で、古い簡易舗装であった地区を、徐々に何とかしていかなきゃならないというときが来ると思うんですよ。そんなことで、どんどん点検を含めてやっていただきたいと思います。すみません、よろしくをお願いします。

○鈴木浩己分科会長 御意見でよろしいですか。

○杉崎辰行分科会員 決算書の167ページ、概要報告書のほうの37ページの自主運行バス、それとバス路線というところのことについてお聞きします。

こちらのバス路線維持特別対策事業費は、バス路線に対してこういうことで確保するために補助金を出していますよということなんですが、この金額の根拠というか、計算の仕方というのは、今説明していただけますか。

○新村浩三道路課長 バス路線の維持特別対策事業費の算出根拠、そういうところがございますけど、まず、市内のこのバス路線については、バス路線の欠損に相当する額を運行事業者に補助するというものが前提となりまして、その中で、実際には今焼津の中でもバス路線が幾つかございます。その中で一色和田浜線、五十海大住線、焼津岡部線、藤枝吉永線、藤枝相良線と、この5路線についての今補助をしているんですけれども、その中、内訳の金額のほうでよろしいでしょうか。考え方で。

○杉崎辰行分科会員 いや、根拠で。

○新村浩三道路課長 根拠で。これにつきましては、まず、バス路線のほうも市内のみを走っているバス路線がございます。それと、もう一つは、複数市町にまたがるバス路線もございまして、2つの今、バス路線がございまして、その中で市内のみを運行とする路線がありまして、これにつきましては、収支のマイナス分を市が補助します。2つ目に説明しました複数市町にまたがる路線につきましては、これにつきましては、実際にはいろいろバス会社のほうに、国のほうですとか県のほうにも補助が行っていますので、そうしたものを差し引いた分が市のほうの補助になります。

そういったことで今、6,300万円ございますけれども、市内のみに運行する路線と分と複数の市町にまたがる分の合計になりまして、実際には路線の中でも、例えば一色和田浜線でいきますと、市内で完結している路線だったりとか、ほかにも実際には複数にまたがっている路線とか、そういったものもございまして、そういった考え方に基きまして算出しまして、こちらの6,300万円ということに至っております。

以上でございます。

○杉崎辰行分科会員 収支マイナス分といいますと、お客さんが乗って代金を払ってくれた分については引いている。基本的な考えはそういうことですね。その収支というのは、バスを運行するために燃料費、バス代の減価償却費、運転手の費用とか、そういったところ全体の考え方で言っていられるのか。

○新村浩三道路課長 経常経費になるものですか、そういったいろんな、もちろん燃料費ですとかそういった運行、今申し上げた諸費を、運転手の人件費等も含めた中で、その中で、じゃ、細かい積み上げのときもバス会社さん等であります。この路線、ピンポイントというのをやはり全体でこうして、じゃ、1キロ当たり幾ら、この会社については経費がかかりますよというのは、バス会社のほうで出ているものですから、そういった中で、そちらのほうで実際にキロ数を乗じまして、あとは運賃収入等がありますので、そちらのほうから減じたものをいうような形で算出になっております。

以上でございます。

○河合一也副分科会長 今のところで、概要説明書のその他の経費というのを教えていただければと思います。583万2,533円。

○新村浩三道路課長 その他の経費としましては、パートタイム、報酬としまして会計年度職員の報酬費ですとか職員手当、こちらのほうで、あと、謝礼等としまして、地域公共交通会議等の委員のほうへの謝礼の関係と、あとは一般委託料等の関係でございます。

○河合一也副分科会長 令和2年度は、私も一般質問させてもらって、令和3年辺りから自主運行が減ってきてという中、その中でも焼津循環線とか大井川焼津線のほうは多少なりとも増えて、大井川の西部循環線がやっぱり減ってということで、いろんなこともあってデマンドタクシーに切り替えたということだと思っておりますけれども、あくまでも大井川地区の人の利便性を考えてということだと思っております。費用面として、焼津循環線がなくなってデマンドになってということになると、多少の期待というか、費用面は多少安くなるのか。やっぱり同じぐらいで利便性をよくしているという感じになるのか。令和4年度が終わってみないと分からないのかもしれませんが、今のところ手応えとしては、費用面ではどうなんでしょう。

○久保山巖夫建設部長 実際のところ、デマンドタクシーは、今、登録者数を増やすというところに熱心に取り組んでいまして、どうしても車の運転がまだできると、登録者というのがなかなか、目の前で話をしても、その場で書いてくれるところまでは行かないので、1回持ち帰っちゃうと出してもらえないとか。電話でもいいんですけど、それもいいんですけど、そこまでという。デマンドタクシーについては、徐々にではありますけれども、増えております。

延伸をした路線バスのほうが、大島線がかなり使っていただいています、全体、大井川地区の公共交通の利用者というのは、例えば、デマンドタクシーで、大井川線のほうで使ってもらうとかも増えているものですから、大井川地区全体でいけば、公共交通の利用者というのは、昨年と比べてかなり増加をしているというような状況です。

ただ、これをもう少し幅広くPRしながら、デマンドタクシーについても口コミとかになってしまいうんですけど、利用すれば利便性は高いよということで、買物なんかによく使っている方とかある。通院によく使っている方とかもいらっしゃいますので、一度、そういうのをインタビュー記事を瓦版なんかで出したんですけども、それも、また、まだまだなので、また、クリニックに案内を置いたりとか、今、いろいろ工夫はしているんですけど、やっぱり運転ができるというのが、そこで300円になってしまうので、そこが踏み切れないというところがあると思いますけれども、そこは地道に増やしていこうというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○河合一也副分科会長 今、周知のほうにいろいろ努めていただいているのは私も知っていて、使った人は便利だって言ってくれている人がいるんですけど、何だ、それって、デマンドなんて聞いても、片仮名だけに入ってこない人がいっぱいいるみたいで、そんなのが走っているかどうか知らないみたいな人が今だにやっぱりいるものですから、そういう地道に知らせていって使ってもらえば、費用面でも結果的にも返って来るところもあると思うので、便利で、しかも財政にもあまり負担がないような形になっていると思うので、今は、じゃ、周知のほうでぜひ頑張っていただければと思います。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己分科会長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

採決とか討論は今日ないものですから、以上で建設部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

建設部の皆さん、御苦労さまでした。

休憩（10：15～10：27）

○鈴木浩己分科会長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

都市政策部の皆様、御苦労さまです。

それでは、認第10号中、都市政策部所管部分の議案審査に入ります。

質疑、意見のある分科会員は御発言願います。ページ数もお願いいたします。

○河合一也副分科会長 253ページ、概要説明書が146ページです。8款5項1目空き家利活用の対策事業費に関してなんですけど、実施して奨励金を交付した世帯が27世帯とい

うふうに概要説明書にあるんですけど、この27世帯のうち市内、市外、県内、その内訳を教えてください。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 中古住宅流通促進奨励金事業の実績ということでお答えをさせていただきます。

R3年度の実績としては、申請件数27件となっております。そのうち転入世帯が9件ということになってございます。市内の転居ということで18世帯、18件ということで、合計で27世帯に交付してございます。

以上でございます。

○河合一也副分科会長 転入9件のうち、県内だけ市外というか、例えば、藤枝とか、あっち、それとも、本当に県外と、その割合はわかりますか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 9件の転入でございますけれども、近隣でいいですと静岡市、藤枝市、牧之原市、島田市、吉田町で、これが1つ、最後に1件、県外ですけれども、埼玉県川口市というふうな実績になっております。

以上でございます。

○河合一也副分科会長 あと、その説明の中に、管理不全な空き家というのが、そういう説明があるけど、管理不全な空き家の状態というのは、どんな状態を指すのか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 例えば、敷地の樹木が繁茂しているとか、住宅のガラスが割れているとか、あるいは外壁材が少し剥れかかっているだとか、屋根の瓦が落ちているとか、あるいは落ちそうだとか、そういうようなことを管理不全な空き家ということで規定をしております。

○河合一也副分科会長 ありがとうございます。じゃ、そういう所有者に対しての行政指導の件数と指導内容がもし分かれば教えてください。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 令和3年度の実績、少々お待ちください。樹木の繁茂、そういうような内容につきまして改善を求めるといようなもので、電話でありますとか、あるいは手紙ですか、そういうものを出して指導したりとかしております。件数については調べさせていただきます。少々お待ちください。

○河合一也副分科会長 ぜひ指導した件数と、そのうち、改善がある程度見られたという、それも併せて件数が分かれば教えていただきたいと思います。あるいは、改善に向かって、そういう傾向があれば、そういったのがどれぐらいの割合なのかというのを教えて。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 令和3年度の指導件数が50件ということでございまして、是正をされたというようなところでいきますと、17件が是正をされています。引き続き、対応しているということでございます。

○河合一也副分科会長 ありがとうございます。私の家のすぐ近くでも、本当に繁茂しちゃっているところがあって、みんな、困った、困ったってなっているんですけど、そういうところでそういう情報が多分行っていると思うんですけども、それを、そこに住んでいない場合には追及していただけるということですよ。追及し切れないお宅とか出てきますかね。そういった場合の対処はどうなるんでしょう。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 指導先は、登記簿等でお調べをして、何とか所有者の方を見つけるような努力をさせていただいております。管理者を含めですね。どうしても所有者が誰もいないとか、そういうような物件もありますので、そういうものを除いて

は、所有者を調べて対応しているんですけども、所有者がいないというようなものにつきましては、誰も管理者がいないというような状況になりますので、こちらで定期的に確認をしたりとかして、あとは、樹木の剪定等を緊急安全措置ということでやらせていただいております。

○河合一也副分科会長 了解しました。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○村松幸昌分科会員 それじゃ、お願いします。

8款4項1目の、決算書の249ページ、資料の141ページ、立地適正化計画策定事業費です。500万8,740円かな。平成26年8月に都市再生特措法で施工されていると思うんですけども、ここの令和3年度の策定会議、策定検討会の内容等を教えていただきたいと思えます。

○天野勝義都市計画課長 検討会の内容ということでしょうか。

○村松幸昌分科会員 どういう審議内容。

○天野勝義都市計画課長 分かりました。調べますのでお時間いただけますでしょうか。申し訳ございません。

○村松幸昌分科会員 それと、ついでに、ここの事業がどの辺まで進展しているのかなと。ただ、会議だけやって議論を積み上げていっているのかどうか、その辺も含めて、また後でいいですから、お願いをします。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○河合一也副分科会長 255ページで概要説明書の147ページ。先ほど、中古住宅のほうを聞きましたけど、今度は、子育て世帯マイホームのほうですけども、取得応援事業費1,851万円。こちら先ほど同じように18世帯と聞いていますけれども、市内、市外、県外、その内訳を教えてください。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 マイホーム取得応援事業につきましては、18件の申請をいただいております。そのうち転入が8件ということになっております。内訳としましては、静岡市、藤枝市、島田市、掛川市、吉田町、県外ですけども茨城県の水戸市という実績となっております。

以上でございます。

○河合一也副分科会長 ありがとうございます。市内でも結構変わろうという人が多かったりするので、この制度は、私、すごくいいなと思ってはいるんですけど、それは移住、定住を増やすという意味もありますし、何となく中心市街地に誘導しようということもあるんでしょうけれども、やっぱり最近の人口減の中、これはこれでいいと思うんですけども、保留地とか、こういうところじゃなくても、焼津市に移住してくれば、中古住宅に限らずとにかくというのがあってもいいかなという、そういう応援の支援をぜひしないと、少しでも多く移住、定住をしてもらうために、そういうのをまた考えていただければというふうに意見だけ言わせてもらって終わります。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 今の子育て世帯マイホーム取得応援事業の中には、子育て世帯マイホーム取得応援事業と転入子育て世帯マイホーム取得応援事業と2種類ございまして、先ほど申し上げましたのは、2つ合わせての実績でございます。

以上でございます。



○河合一也副分科会長 そうなんですね。ということは、さっき言った区画整理のところとか保留地以外のところでも、もらえる制度があるということとはまた違うんですか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 新築ですと、現在はない。中古住宅。

○河合一也副分科会長 ですよ。私が申し上げた中古とか区画整理のこのところとか保留地以外でも、とにかく焼津に来てくれれば歓迎しますよという制度が、もう一つ金額は別ですけど、こういうのをもっとPRできるものが、もう一枚、もう一つ加わるとういかなというのはかねがね思っていますので、意見として言わせていただきました。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○村松幸昌分科会員 8款5項2目、ページ数は全く今の河合副分科会長の質疑と同じです。市営住宅維持管理費です。ここは、市営住宅11団地、403戸の管理って書いてありますので、入居状況を、一戸一戸じゃなくて全体で403戸分の幾つ入っていて、そうすると、入居率が何%くらい分かれば、最初にお尋ねします。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 入居率は全体で、これは8月31日現在、最新の状況というふうなことで申し上げさせていただきますと、入居率が74.19%になっております。部屋数が403戸のうち、入居世帯、入居されているところが299ということになってございます。

以上でございます。

○村松幸昌分科会員 分かりました。

それで、その今、説明ですと、入退去が県住宅供給公社に委託をしているというふうな形なんですけれども、そうすると、入居されている方のいろんな状況だとか相談事とかという、それはどうやっているんですか。その辺を教えてください。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 入居される方については、どんなような世帯かということは、情報としては入退去の管理をやっています住宅供給公社から提供を受けております。その後の生活上の困り事とか、そういうものがある場合には、住宅供給公社さんへの連絡をしている方もいらっしゃると思いますけれども、直接、こちらにお電話をいただいて御相談されるということも対応しております。

以上でございます。

○村松幸昌分科会員 分かりました。

それと、今、入居率74.19%と言いましたけれども、ここの高齢化率だとか、そういうのは把握されていますか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 高齢者、65歳以上の世帯の数でいきますと、率として49.4%、入居されている世帯にいたしまして49.4%ということになっております。

以上でございます。

○村松幸昌分科会員 そうすると、さっき299戸に入っているといううちの49%というのは、大体150戸近くは65歳以上の世帯ということになるわけですね。分かりました。いろいろ大変だと思いますけれども、やはり一番の、住まいというのは大事なことだと思いますので、その辺の情報をくみ上げて、今後、市としてどういうふうにして市営住宅をやっていくのかという問題もあるかと思えます。当然、コストの面もありますので、その辺もよく確認してもらって、長期構想が必要だと思いますので、市として住宅をどうしていくんだという問題があつて、それで、人の流れというのは必ず移ってきますので、

今、中心部が低い。また、スマートシティー構想で市の中心地に集めてくると、郊外にあった市営住宅が空いてきたときにどうするんだと、全体を見ると必要だと思えますけど、それもぜひ職員の皆さんのお力で解決に向けて頑張ってください。

以上です。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 戸数を申し上げませんでした。148戸ということになっております。

以上でございます。

○村松幸昌分科会員 ありがとうございます。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○天野勝義都市計画課長 先ほどの村松分科会員の御質疑のほうにお答えさせていただきます。

立地適正化計画におけます検討会のほうの開催の回数でございますけれども、令和3年度に関しましては、まず、庁内の検討、担当係長級の検討会のほうが2回、それから、課長級の会議、策定委員会のほうですけれども、こちらが2回、それから外部の有識者検討会のほうが2回行っております。

内容につきましては、令和3年度に関しましては、防災指針のほうの策定をしておりますので、そちらのほうの内容の検討ということになっております。

以上でございます。

○村松幸昌分科会員 了解です。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○河合一也副分科会長 249ページ。

○鈴木浩己分科会長 款項目を言っていないですね。

○村松幸昌分科会員 款項目。

○河合一也副分科会長 概要説明書の141ページ、8款4項1目S I Cの周辺拠点整備事業費に関してなんですけど、議案質疑で同僚議員が質疑をして、それを聞いて委託料のこととか何とか分かりましたけど、簡単な報告として、委託内容って、今どんなふうにして、今どこまでどういうふうになっているかって、もっと分かりやすく簡単にかいつまんで説明していただければと思います。

○白石雅治都市整備課長 今のS I Cの関係の、こちらで周辺拠点整備事業費の内容で実施しております事業の関係でございますが、現在の状況でございますが、先日の答弁でもございましたが、内容が重複しますが、2回、昨年度、ゾーニング検討会を実施いたしました。それで、皆さんのほうに土地利用の構想、いわゆるゾーニング図策定につきまして、皆さんのほう、全部で役員8名と、あと、自分から、自らまちづくりに関する検討を行いたいという方を含めて、19名の方でゾーニング検討会のスタートを図りまして、ゾーニング検討図を今作成しております。

令和3年度のうちに、やはり新型コロナウイルス感染症でできなかったものですから、今年の4月に3回目を行いまして、今ゾーニング図を取りまとめている、それを役員の皆様、これからどうしていこうということで、権利者の方にもアンケートを取って御意見を伺って、そういった御意見を踏まえながら、今度どう進めていこうか、今、ゾーニング検討会の皆さんが議論していると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○河合一也副分科会長 ゾーニング図というのは、ある程度の形が、粗々、いつぐらいまでに決まるというのはあるのでしょうか。

○白石雅治都市整備課長 今、3案、取りまとめております。各班1案ずつ取りまとめいただいて、その案を、例えば1つにまとめていくのか、今、農業を中心としたゾーン、それ以外の一般的に皆さんが必要だと言われた機能、6つの機能というのを皆さん、それぞれ整理をされた上でゾーニング図を描かれていますので、それをどういう形で集約をしながら1つにまとめるのか、例えば、違いを持って2つにまとめるのか、そこも含めて、これから19名の役員の皆さんを中心に、御意見を議論しながら進めていくということになってございます。

以上でございます。

○河合一也副分科会長 了解しました。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○杉崎辰行分科会員 全く同じところで、今ゾーニングとか、その話があったんだけど、ここで委託として約600万円、598万8,000円を市から委託をするときに、その内容について、もう一度、説明していただけますか。

○白石雅治都市整備課長 委託業務の発注に関しましては、一般的な委託業務と同様に、やはり仕様書というものを設けまして、私どもの設計書の見積りをするための設計書、それと仕様書というものがございます。仕様書の中に、今回の業務で行っていただく内容について。例えば、計画準備とか、これは条件設定等をする中で準備だなど。今回の場合については、まちづくりに関する検討業務ということで入れてございます。その中には、ワークショップでありますとか、そういったものですね。その他の資料作成、あと、運営に関する資料作成も含めて、そういうものが入ってございます。それと報告書の作成がございます。主なところだと、そういうことですね。

それと、あと、当然、我々のほうもコンサルタントと、受託者のほうと打合せをしなきゃいけませんので、そういった打合せに関する経費を含める。大まかにいくとそういう内容でございます。

以上でございます。

○杉崎辰行分科会員 そうしますと、委託はするんだけど、市のほうで描いているものというのは、ある程度、落としどころというのは持っていらっしゃるんですか。

○白石雅治都市整備課長 落としどころというか、そういうものですね。それについては、今回、今年度、令和3年度分につきましては、委託業務の中で、まず、ゼロベースで絵を描いていただくこととございますので、特段、そういったものについての市が描くものとか落としどころ、そういうものは持ってございません。

以上でございます。

○杉崎辰行分科会員 そうして答えてくれば、少し安心するんですけどね。あくまでも委託して、よそは今3パターンの話がありましたよね。ゾーニングの話もあるし、かつ住土地権者、住民というのは、そこに住んでいる方、地権者はよその方もいらっしゃるんですけどね。そういった方の全部の意見が1つになるのは大変だと思うんですけど、こういう方向で行くよというのは、どこかで市も今度は表さない、やっぱり自

分たちで決めちゃったという、悪い言い方をすると、市の責任逃れになってしまうものだから、そのときには市も関わって、こういう方向で行きたいという意見の交換会というの、今後そういう点でお金がかかってくるんだろうけれども、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○青島悦世分科会員 土地利用という、この場所じゃないのかもしれませんが、実は、私のほうへも市民の方から、あそこはどうなっているんだ、あれできるのかという、例えば、具体的に言いますと、150号線をずっと、グランリバーの四つ角がありますね。あれを山手のほうへ曲がった、五味八珍があるんですけど、その裏側に2か所ばかり埋め立てて舗装、中をやっているんですけど、あれは何に使うのかというような話もある。

都市計画というもので、どういった形の位置づけされているのか、もし、教えていただければと思います。

○天野勝義都市計画課長 ピンポイントのお答えにはならないかもしれないですけども、土地利用に関しましては焼津市の土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づきまして、1,000平米以上の価格の用途地域の変更等に伴いまして協議を進めてまいりました。

また、開発行為というのをございますけれども、そちらのほうも都市計画法に基づいた許可がございまして、1,000平米以上が対象となっております。しかしながら、調整区域に関しましては、基本的には開発ができないのが原則でございまして、その中で都市計画法に基づいて様々な適用基準がございまして、この基準に合致していれば開発ができるよというような、その土地の条件によって様々な適用がございまして、今おっしゃった場所のピンポイントの、その土地の特性に関しましては、申し訳ございませぬ、今把握はしておりませぬけれども、都市計画に関しましては、基本的に市街化区域に関しては、建物とか市街化を優先的に行う区域でございまして、調整区域に関しましては、やはり都市計画法と農地法によって様々な規制がございまして、青地、白地もございまして、その土地の条件、様々な特色によって手続が変わってございまして、担当課といたしましては、個別に相談を受け付けているといった具合でございまして、お答えになってしまふでしょうか。

以上でございまして。

○青島悦世分科会員 都市計画法とか何かというのは理解はできるんですけども、話があったのは、随分前に、周りをずっと囲ってあるんですよ。そして、中のほうで鉄骨を放り投げてあるような状態であると。だから、昔よく言われた雑種地からだんだん昇格させていくというような形のものになっていくというか、そういった形があるんじゃないかという心配事と、あれでできるなら、自分もって言ってきた人が、車を置くところとか、ダンプ屋なんですけど、土砂を置くところも、自分の土地のところへやりたいけど、それは許可が出ないと。だったら、あれでできるんだったら、こっちもできるようになるんじゃないかというようなことを言われたことがあるもので、今お聞きしたわけなんですけど。

今言った箇所というのは、皆さん結構注目して見ているんですよ。何の目的があつて

やっているのかなというような状況で見ているということです。

- 杉山辰巳都市政策部長 今の個別箇所、五味八珍のところを入ったところなんですけれども、あそこについては、外周を金網で囲ってあって、建設業者の資材置場としての利用がされています。もちろん、それについては、土地利用の手続が取られていて、手続に沿って許可したものです。そして、その許可に基づいて土地利用を行ったものというのがあります。

以上です。

- 鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

- 杉崎辰行分科会員 同じく8款4項1目ですが、概要説明書の140ページの(2)、(3)、今の都市計画法に関係しちゃうんですが、(2)の中に都市計画調査費259万円、計上されております。次の開発許可、これは許可のほうのものだからいいんですが、都市計画調査費というのは、現況を見る調査なんですよね。その現況を見た中で、先ほど、青地、白地というんじゃない。市街化調整区域と、その話がありましたけれども、そういう中で現況と照らし合わせて、ここは変更の可能性があるよね、したほうがいいよねとか、そういう変更というのはあり得るんですかね。それがここに該当するかどうか分からない。

- 天野勝義都市計画課長 杉崎分科会委員の御質疑にお答えいたします。

まず、事業概要書のほうの140ページのほうの都市計画調査費に関しましてなんですけれども、こちらは県が都市計画の定期見直しというものを5年に一度やっております。今回、この次は令和7年に予定しておるんですけれども、それに向けて事前に県のほうが基礎調査をやっております、各市町にいろいろお願いするような調査がございます。令和3年度に実施いたしましたのは、県のほうから依頼がございまして、現況調査、ここに書いてございますけれども、建物利用現況調査をしてほしいという依頼がございました。その依頼に基づいて市のほうが実施をいたしました。

業務の内容なんですけれども、基本的には課税状況の、課税のデータがあるんですけれども、業務ですとか建物の階数、構造、面積、建築年、そういったものを調べまして、建物の現況調査図でありますとか床面積とか、そういった、そのような調査を行うものなものですから、開発行為等で、例えば、青地、白地も含めて、その土地利用ができる、できないといったような調査ではないものですから、そのところはリンクはしてございません。都市計画調査費に関しましては、今申しましたような業務委託を、県の依頼に基づいて実施をさせていただきました。

以上でございます。

- 杉崎辰行分科会員 それで、逆に、今言ったように現況が実際に、質疑できるかどうか分からないけど、そういった現況にふさわしい、地目に変える必要はないんですが、地目としては現況、今までの地目と現況が違うよねというような調査というのはどこかでやられることはあるんですか。

- 天野勝義都市計画課長 現況と地目というものは、あくまでも想定ですけれども、課税課のほうの課税台帳か何かのときの調査で行うかもしれないということしか、明言はできないんですけれども。都市計画の基礎調査をやる理由といたしましては、あくまでも県のところの都市計画のマスタープランに基づいた現況調査でございますので、宅地化

もされている、されていない、建物も増えている、増えていないというところのデータベースを調べまして、前年のマスタープランからどのように変更しているのかというような資料にするものというふうになっております。

以上でございます。

- 杉崎辰行分科会員 ありがとうございます。不適格な質疑になってしまったかもしれないんですけど、都市計画課として、今後やっていくのには、現況って非常に大事なところだものですから、できたら、そういう調査も1つ含んで、予算化することもいいのかな。今のを聞いていると、ここにはないということだものですから、そうしたら、課税課とコラボというか、同調して進めていくというのも大事じゃないか。

といいますのは、私が住んでいるところは完全に市街化調整区域になっているんですが、最近、先ほどの空き地と関係してきて、空き家が出てくる。売ろうと思ったら、前が全部畑だった。地目がね。そうすると、いわゆる昔の言い方の農振地域にあるものだから、そうなってくると入り口を確保するだけでも大変になってしまうとか、売ろうにも売りようがない。住んでいるところは宅地だけど、進入路がない。仮に進入路をつくっても、全部が進入路にしてくれない。畑地みたいになっちゃうから。そういったことで、しかも、そこを畑にしようと思っても、水を確保することができない。水道水はありますけどね。水路の変更とか、三面側溝によって大きな水路、別の方向に向けたものだから、家の前にあるのは何も枯れ水路だけだとか、そういういろんな意味で現況とちょっと変わってきちゃったなって思う。そういうのも都市計画でやるのかどうか分からないけれども、住宅という土地の開発行為を担っているところだとしたら、そういうものもちょっと把握して行ってほしいなど、その予算化も検討してほしいなと思います。ごめんなさい、決算とちょっと離れましたけど。

- 天野勝義都市計画課長 確かに分科会員のおっしゃるとおり、市街化調整区域の土地の利用に関しましては、様々な御要望がございます。住宅もそうですし工場もそうですし、また、耕作放棄地みたいなところもございますので、もちろん、都市計画課だけでどうのこうのできる話じゃございませんので、関係する課もございますので、関係する課でいろいろと話をまずはさせていただいて、ここはどうしていくのかというような研究はしていきたいと思っております。

以上でございます。

- 杉崎辰行分科会員 お願いします。ありがとうございます。

- 鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 鈴木浩己分科会長 それでは、特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

今日は討論も採決もありませんので、以上で都市政策部所管部分の議案の審査は終了いたします。

都市政策部の皆様、御苦労さまでした。

休憩（11：00～11：06）

- 鈴木浩己分科会長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は、経済部の皆様、御苦勞さまでございます。

それでは、経済部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある分科会員は御発言願います。

○河合一也副分科会長 歳入のほうからお伺いします。

決算書141ページ、19款2項6目です。

森林環境基金の取崩しということで1,700万円ほどの歳入があるんですけども、森林環境基金というのは、森林整備と、あと木材利用と、あと林業の振興とか何か、そういうふうに使われるって聞いていますけど、そのうちのこれはターントクルこども館と新庁舎への木材利活用ということでの利用だと思うんですけども、ターントクルこども館と新庁舎、それぞれ財源充当、割合、それを教えてください。

○藤野 大農政課長 ただいまの御質疑ですが、今、手持ちに正確な数字は持っていないんですが、財政課のほうになるのかなというふうに考えたところなんですけれども、後ほど調べて御回答させていただければなと思います。

○河合一也副分科会長 部署が違った質疑をしてしまった。

○鈴木浩己分科会長 経済部で一応は議案説明はしているね。

○大本裕一経済部長 今、課長から申し上げたのは、基金の実際の歳出のところはどういった割合になっているかというところでございまして、歳入は経済部の所管なんですけれども、歳出はそれぞれの事業で歳出を行うものですから、この関係で、申し訳ありません、経済部で割合をお答えすることが今この場では難しいということなんですけど、後ほどまた調べてお答えさせていただきます。

○鈴木浩己分科会長 ありがとうございます。

○河合一也副分科会長 それに併せて、林業ってあんまり、やっていない方はないかもしれない、あんまりないかもしれないけど、ほかの目的で森林整備に大体これぐらいとか、利活用にこれぐらいとか、何となく振り分けっていいですか、その割合みたいなものを併せてもし教えてもらえることがあったら一緒に教えていただきたいと思います。お願いします。

○藤野 大農政課長 併せて御回答させていただきます。

○大本裕一経済部長 これも先ほど河合副分科会長から御指摘ありましたとおり、森林整備とかだけじゃなくて、木材の利用、それを通じ木育とか、そういったものにも使えるということになってございまして、ただ、決まった割合というのがあるわけじゃございませんので、その都度その都度、必要なところで、そういった目的に合うかどうかというところで使っていきたいということで考えてございます。

実績については御報告させていただくことはできますので、そちらで対応させていただきます。

○河合一也副分科会長 結果でいいです、今年度の結果だけ。

151ページになりますけれども、21款5項6目商工費雑入の中の駅前Anchor、利用状況がちょっと気になっているところがあるんです。利用状況を教えていただければと思います。

○多々良智彦商工課長 こちら、6社の令和3年度の利用が550名あります。6社と利用で契約はしておりまして、利用人数が550名。

- 河合一也副分科会長 最初の目標といたしますか、それから比べて、利用状況というのはどのように評価されているのでしょうか。
- 多々良智彦商工課長 今回、新しく始めた事業でありまして、その中でいい数字かなと思っっています。
- 河合一也副分科会長 収益というのは、例えば、いろいろ運営費はかかると思っんですね、光熱費だ何だ。それと利用料金は発生しますよね。そこはとんとんで行っているのか、多少マイナスなのかプラスなのか、その辺を大ざっぱでいいので教えてもらえる。
- 多々良智彦商工課長 その6社なんですけれども、家賃等を含めまして、運営費等ですと10社ぐらいあるといいのかなと思います。
- 河合一也副分科会長 多少支出のほうが多いけれども、このぐらいではぼちぼちかなというところでもいいんですね。
- 大本裕一経済部長 これから、そうです。
- 河合一也副分科会長 了解しました。
- 鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。
- 杉崎辰行分科会員 5款1項1目、ページでいうと221ページ、概要説明書のほうが109ページ、この中の労働事務費、労働就労事務費ってなっています。それともう一つ、その下、焼津にTURNリクルートサポート事業費というのになっているんですが、地方創生のお金で使われていますけれども、このところに参加した延べの人数というのかなり多い人数になるんですが、この人たちのその後についての調査、追跡調査はやられているのか、これが1つ。
- それと、ここに参加したときに、それぞれに参加した人たちに対して試行的な、要するに、自分が将来どういうところに勤めたいんだな、どういうものの希望を持っているのかなという、そういったものを含んだアンケートをやられているのかというところを教えてください。
- 多々良智彦商工課長 その後の追跡調査につきましては、分かる範囲でやってはいるんですけれども、市内に就職とか、そういう形で、実績のほうが数名いらっしゃるということにはなっておるんですけれども、たくさんいるんじゃないかと、数名程度は市内ということになっております。
- 杉崎辰行分科会員 これ、今言ったようなアンケート的なものとか追跡を行いますと、また経費的に余分にかかってしまうかもしれないんですが、焼津、志太地域というか、3市で連携でやっているものもございますので、そういう中でやっていくと、子どもという言い方をしては失礼、就職を希望している方たちの、これを募っているほうも本気だなどという本気度を見せるためにも、あなた方の今後についても知りたいですよという投げかけをする。そうすると参加してくるほうも本気度が出てくるんじゃないかと。そのためにこういったものの予算が若干増えてしまっても、それはやむを得ないと思うんですが、そういった考え方で、呼びますよ、企業が出てガイダンスやりますよというマッチング、ここにはマッチングって書いてあるんですが、マッチングだけじゃなくて、希望するものはどういったものかなというのを求めるもの、こっちの話も大事だし、追跡することによって、焼津市、結構真剣だなというのを思わせる、大事だと思うものですから、そういった点でまた御検討していただけるとありがたいなど。



- 多々良智彦商工課長 ガイダンスにつきまして、学年の人で4年生対象とか3年生対象とかというふうにしておりまして、4年生対象のものであると直近になるので後も追いやすいんですけれども、3年生対象ですと、まだ期間があるものですからなかなか追いくらいところもあるんですけれども、また検討してまいります。
- 杉崎辰行分科会員 ありがとうございます。
- 鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。
- 安竹克好分科会員 今回の杉崎委員と同じ場所になってしまうんですけど、焼津にTURNリクルートサポート事業費なんですけど、まず、根本的に訪問先の企業及び参加者の5社14人、この目標値とか、また、その数字が少ないのが多いのか、どのように捉えているのでしょうか。あと、これに対しての広報活動というのはどのような形でされているのかお伺いいたします。
- 多々良智彦商工課長 5社14人ということなんですけれども、企業の訪問先のほうは、回れる企業といたしますか、今年度はやっていくんですけれども、5社ぐらい、できそうかなと考えておりまして、参加の人数なんですけれども、一生懸命いろいろと手だてを使いまして募集はしておるんですけれども、近年、なかなか学生が集まりづらいという現状がありまして、民間でやっています就職のかんづめというのがあるんですけれども、そんなところでも、近年に比べてだんだんの学生の人数が減っているということも伺っておりますので、募集方法とか実施方法についても今後検討が必要かなと考えております。
- 安竹克好分科会員 14人で、その後の調査、就職された方の調査も、まだ把握されていないようにと、さっきの、感じたんですけど、簡単に考えると約130万円、14人、1人10万円ぐらい、費用対効果はどうなんだと、実際に就職したのは何人だと、そこを考えると検討をいろいろしなきゃならないのではないかなと、数字的に考えちゃうと、それだけ言わせてもらいました。ありがとうございます。
- 鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。
- 青島悦世分科会員 高齢者労働能力活用等事業、ここですけれども……。ごめんなさい。221ページ、説明資料は109ページです。
- この補助金額1,920万円、それが払われるまでの流れを教えてください。
- 多々良智彦商工課長 これはシルバー人材センターへの補助金になりますので、シルバー人材センターのほうに請求いただいておりますと、この金額を。
- 青島悦世分科会員 これは、そうすると、シルバー人材センターにぽっと行っちゃうお金だということですか。
- 多々良智彦商工課長 そうですね。運営のほうになっています。
- 青島悦世分科会員 じゃ、これは、ここに載っている就業延べ人員とかというのは、全部、報告の中の数字という感じですか。
- 多々良智彦商工課長 またシルバー人材センターのほうから報告をいただいて、この数字になります。
- 青島悦世分科会員 受注件数の中の、例えば、どういった事業に高齢者の労働能力を活用というか、そういったのがだったかというのは把握というのはできていないんですか。
- 多々良智彦商工課長 すみませんが、この分、詳細な資料はないんですけれども、草刈

りをやったりだとか、あとは各企業さんに派遣で行っている方もいらっしゃるしまして、その数字というのはシルバー人材センターのほうから報告はいただいております。

○青島悦世分科会員 そうすると、補助金額というのはどういう、どの程度の額に、企業さんから発注されてどこどこに派遣される、それで、ここから出る補助金額というのはどういった形、形態で行くんですか。

○多々良智彦商工課長 シルバー人材センターの会員さんが事業参加、そういうところに参加して、そこから得る費用もあります。その代金が、こういう費用が分配をされるんですけれども、このお金についてはシルバー人材センターの運営費等になりますので。

○大本裕一経済部長 こちらのシルバー人材センターの事業費なんですけれども、こちら、運営費ということで、国と合わせて補助するという形が制度上仕組みまてございます。全く同じ補助金を国と市でそれぞれ負担という形になっていまして、受託件数に応じてということではなく、会員の数に応じて事前に決まっております、そういう形で制度の中で運営をしているということでございます。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○安竹克好分科会員 6款1項3目、決算報告書は225ページ、畜産振興費をお伺いいたします。

4点伺います。

スズメバチの駆除費用だと聞いておりますけど、本市のスズメバチ駆除業者数を、1つ目、教えてください。

2つ目が、業者が休業時、そのときのスズメバチの対応はどのようにされるのか。

3つ目に、市民が直接業者に依頼した場合の費用は補助されるのでしょうか。

4つ目に、施工業者からの依頼には補助されるのでしょうか。この4点、お伺いします。

○藤野 大農政課長 4点、御質疑いただきました。

まず、1点目の業者につきましては1者です。1者と委託契約を締結しております。

それから、休日のことだと思うんですけど、お盆以外は休日対応もできておりませぬ。

それから、3つ目の市民のほうから直接、業者のほうに依頼した場合ということなんですけど、基本、スズメバチの場合は、市のほうに問合せがあれば業者さんの連絡先を教えてあげますので、そこから市民の方が直接業者のほうに依頼していただく流れになっております。

それから、すみません、4点目の施工業者というのは、スズメバチを駆除する……。

○安竹克好分科会員 もう一回、おさらい、いきます。

1つ目のスズメバチ事業者は1者、確認できました。

業者が休業時、要はお盆休みですよね。対応できるということですね。

○村松幸昌分科会員 お盆以外は対応できる。

○安竹克好分科会員 お盆以外、お盆休みは対応できないということですね。

市民が直接依頼したとき、費用は補助されるのでしょうかという質問なんです。指定業者を教えているっておっしゃいましたけど、教えてくれました、電話します、何々さん、私のスズメバチをやっつけてください、3万円請求来ました、払います、それを補助しますか。

4番目の施工業者からというのは、例えば、大工さんが軒天を工事します。そのときに、あっ、スズメバチがいた、大工さんが調べて電話します。そのときに、それを補助してくれますか。業者が言った場合です、市民からじゃなくて。そういうことです。

○藤野 大農政課長 申し訳ございませんでした。

3点目につきましては、スズメバチであれば補助をいたします。請求は市のほうに回ってくるものですから、市民の皆さんがその場で直接お支払いすることはありません。

それから、4点目ですけど、基本的には、市民の皆さん、そこに住んでいる方から御依頼を受けるという形になりますので、大工さんからこっち側のほうにお問合せがあったとしても、その家主のほうから御連絡いただきたいという流れにさせていただいております。

以上でございます。

○安竹克好分科会員 了解しました。

まず、スズメバチ駆除業者が1者、なのでお盆休みが対応できない。対応できないときにこういう市民がおられました。台風がお盆のとき、今回、来ましたよね。そのときに、自分の家の木からスズメバチの巣が落ちちゃった。今まで知らなかったんですけど、台風で落ちたから、これ、危ねえじゃん、スズメバチがぶんぶんぶんしている。市に電話しました。そうしたら、業者さんがお盆休みは対応できません、市民の方が直接業者に電話してくださいと言われたそうで、その市民の方が困って、私が事業者に電話して補助してくれるんですかって言ったら、しないと、されないとおっしゃったんですよ。ちょっとそこら辺、苦情が来たものですから、その辺の対応も明確にしていきたい。

基本、スズメバチの駆除に1者、業者はお盆休み、これはしょうがないです。そのときに、自分で電話する、これはしょうがないとしますよ。自分で電話しました。費用かかりました。3万円ぐらいかかりましたね。そのときにそれは市役所のほうで補助しませんよという回答だったというもので、それ、残念じゃないのかなと思ったもので今聞いたら、するという、補助されるということです、それはそこら辺の説明がしっかりできていなかったのかなと今感じているんですけど。

あと、4番目に、今おっしゃったのは、家主が撤去するのが当然ですよと、そうですよね。大工さんが蜂の巣がいるよって言ったら、その民家の家主の人が市役所に電話してスズメバチを撤去してください、これが普通の流れですわ。大工さんから言いませんよ。家主が直す。

では、焼津市が指定業者に、焼津市が施工を依頼する、ここの河川を直せと。焼津市がですよ。業者さんが河川を直すときにスズメバチがいる。そのときに焼津市は対応してくれないという御意見が大変あるんですよ。もちろん土木屋は業者ですから、土木屋が言ったところで対応しません。でも、家主が市役所なんですよね。その場合ぐらいはやってくれよという御意見がたくさんあるんですよ。今課長がおっしゃったように、家主が直すものだよと、当然家主が直すべき。そうすると、焼津市の河川にスズメバチがいたとかなった場合は、家主が撤去してあげるのが筋じゃないのかなって思いました。これは意見です。

以上です。

- 鈴木浩己分科会長 例えぼどう、今のケース。
- 藤野 大農政課長 例えぼというのは、今の河川のときにスズメバチがいたケースということでよろしいでしょうか。
- 鈴木浩己分科会長 はい。
- 藤野 大農政課長 その場合には、基本的にはその管理者が対応することになるものですから、例えば、工事を河川課が発注しているのであれば、その基本的には河川課のほうで対応するという形になります。
- 安竹克好分科会員 何か私が誤った情報を流しているような感じで終わってしまいますけど、ただ、私は自分の、私のところに言ってきた業者さん、言ってきた市民の方がおられるのが現実ですので、そこら辺で、経済部さんがやられている方針と、実際に起きている市民の方、施工業者さんの方とかと連絡とか、そこら辺がうまくいっていない場合もあるかと思しますので、そこら辺の部分、実際にはそういう御意見がありますので、そこら辺をしっかりとさせていただければいいんじゃないかなということです。
- 藤野 大農政課長 ありがとうございます。ただいただいた御意見を踏まえて、もう一回、課内で、そういったいろんなケースを踏まえて、今後、連絡体制ということを引きちゃんと整理したいというふうに考えています。よろしくをお願いします。
- 安竹克好分科会員 すみません、じゃ、先ほどの話に戻っちゃいますけど、市民の方が直接スズメバチを今年の夏に、お盆休みに駆除してもらいました。それは請求書は、領収書は持ってくれば補助してもらえるんでしょうという話ですよ。よろしいでしょうか。
- 藤野 大農政課長 先ほど1点目の契約している業者に依頼をかけたのであれば、請求書は市のほうに回ってきますので、今のようなケースは情報としては持っておりません。以上でございます。
- 安竹克好分科会員 分かりました。焼津市が指定している1つの業者だったら、私が、例えば、直接電話しても対応してくれるよと。でも、よその業者だったら駄目ですよということですよ。ただ、お盆休みがありますよね。だから、市役所のほうでお盆休みのときは対応していないので自分で電話してくれと。そして自分で電話しました。そうしたらそれは指定業者じゃないから、それは補助の対象外だよということですよ。分かりました。ありがとうございます。
- 鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。
- 村松幸昌分科会員 私、ほかのをお聞きしたいんですけど、今の関連で、一体全体この執行額が200万5,100円なんですけど、これ、対応した件数は何件、先に教えてください。
- 藤野 大農政課長 まず、決算額200万5,100円ですけど、ここにはスズメバチの駆除以外のものも含まれております。スズメバチの駆除に関する決算額は195万3,600円になります。
- それで実際に駆除した件数ですが、令和3年度の実績は296件でございました。
- 以上でございます。
- 村松幸昌分科会員 了解です。今のであれば、関連で聞きます。
- 私は6款1項2目鳥獣保護対策費です。223ページ、資料112ページ。

ここの75万3,474円ですけど、この中で、捕獲者、協力者が減少しているという話を耳にしますけれども、現状はどうなっているんでしょうかということ、捕獲鳥獣数は報告されているが、いわゆるイノシシは農産物、アナグマ、ハクビシン等は市民生活だと思えますけれども、ほかにはないんでしょうかという確認です。

それと、令和3年度の捕獲数から考えてみて、今後どのような傾向だというふうに判断をして、その傾向に対する対策はどういうふうに考えておられるんでしょうかという、そういう質疑です。

○藤野 大農政課長 実際に駆除の方が減っているというようなお話だったと思うんですけど、現状としては焼津猟友会、それから坂本猟友会の皆さんに継続して御協力をいただいております。実際に高齢化も進んでいるというところは、1つ課題があるかなというふうに思っています。

あわせて、地元の方に協力員という形で、イノシシの追い払いだったりとか見回りということをお願いしているんですけど、一応、地元全体を合わせると約20名近くの方が協力員という形でいらっしゃいます。引き続きこの方たちに協力をお願いしていきたいなというふうには考えております。

それから、被害の関係ですけど、令和3年度の実績になりますけど、イノシシが29頭、それからアナグマが3頭、ハクビシンが4頭ということで捕獲をしてございます。農産物の被害という中では、主にタケノコとか、それからミカンの苦情がございます。

それから、今後の傾向なんですけど、実績としまして、ここ一、二年で大幅に有害鳥獣の捕獲頭数が激減をしております。その要因としては豚熱とかということも言われていることがあるんですけど、その事実確認はできてございません。

本年度も、実はこの上半期において、かなり捕獲頭数が少ない状況が続いておりますが、この秋以降、またイノシシもちよっと見るよといったお話も聞いておりますので、その辺の推移は注視していきたいなというふうには考えております。近年はそういった形で減っている傾向にあるという状況でございます。

以上でございます。

○村松幸昌分科会員 分かりました。

それと、農作物関係のいわゆる野生鳥獣の中で、この辺りは鹿というのは全然対象になっていないのか、そういう例がないのかという、その辺、分かったら教えてください。

○藤野 大農政課長 最近、よく情報でニホンジカというんですかね、鹿を見るということは、情報としては聞いてございますが、これまでの近年の実績では鹿を確保したというところは、データとしては持ってございません。

すみません。先ほどの今後の見通しの中で、対策ということで御答弁が漏れてしましまして申し訳ありませんでしたが、先ほどの高齢化といった問題もありましたけど、やはり高齢化の問題、人手不足というものをこれからICT技術みたいなものを活用して捕獲作業なんかも行っていきたいというふうに思っておりますので、そういった中では、捕獲機に受信機と発信機というもので、はまったよということであれば伝達するような機械で、それで見に行くとか、確認に行くとかという、そういうことも地元の皆さんと市と連携して取り組み始めておりますので、そういったことを積極的に取り入れていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○青島悦世分科会員 関連したやつで、鳥獣保護対策費というやつの中で、アナグマが3頭あってありましたよね。それで、先日、私のほうにも困るという話が来たのは、自分の近くなんですけれども、電柱置場があるんですよ。電柱を山のように積んであるので、隙間だらけじゃんね、間は。そここのところにアナグマが住み着いちゃっているというか、それで、草というかつたというか、そういうのが繁茂しちゃって、そこから出てきたやつが周辺の作物に対して被害をかなり与えている。私自身もやられたけどね。そのことで一度、連絡させてもらっているというような、環境の担当部局にしたんですけど、対策という中には、そういう箇所を、山ばかりじゃなくて、そういう箇所を取り除くための指導というのも必要だと思いました。お願いします。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○杉崎辰行分科会員 6款1項3目、ページ数でいうと225ページ、説明報告書が114ページ、この中のウンカ・ジャンボタニシ被害防止助成費というのがございますが、160万円、決算で上がっておりますけれども、JAおおいがわへ委託というか、そういうふうになっていますよね。その流れについて御説明していただきたいんですが。

○藤野 大農政課長 スクミリンゴガイ・ジャンボタニシの駆除費ですけど、補助金額としては80万円になりまして、一応これをJAのほうに補助額として交付しております。

これを農協さんが受けまして、農家が薬剤を購入したときに、その補助金分を減額して販売をしているという形で、駆除のほうを農家の方にしていただくための負担軽減という形で、薬剤の購入のときにその補助分を少し引いて御購入いただいていると、そんな流れになってございます。

以上でございます。

○杉崎辰行分科会員 160万円出ていて、80万円の補助と。

○藤野 大農政課長 もう80万円はウンカの。

以上でございます。

○杉崎辰行分科会員 そうしますと、薬剤を買うのは農協さんで買わないと補助の対象にならないんでしょうか。

○藤野 大農政課長 そのとおりでございまして、農協で購入したものに限っております。

以上でございます。

○杉崎辰行分科会員 そうしますと、前もって予約をしていないで買いに行った場合とかがあるものだから、どれだけの人数の人が買うか分からないわけですよ。そうすると、補助を、今言ったように、買った金額から補助額分を面倒見てくれるというのは分かるんですけど、その実数ってどうやって把握するんですか。未来予想だよ、最初。市がどういう報告を受けているのか。

○藤野 大農政課長 毎年度、補助金の交付実績の中で、農協さんのほうから、実際に販売した金額、それから、補助部分を見た単価、それから実績金額ということで御報告いただいておりますので、実績としてはそういう形で管理ができております。

以上でございます。

○杉崎辰行分科会員 分かりました。

○鈴木浩己分科会長 ほか。

○青島悦世分科会員 私、前にも一回、質問させてもらったことがあるんだけど、80万円、毎年ついてますよね。毎年というか、前、聞いて。それで、たまたま出くわしたのは、JAおおいがわに行ったときに買いに来た人がいたんですよ。販売員が知らない。だもんで、あそこの定価で引いてあることはないと思うんですよ。だもんで、販売員の人に、これ、補助金がついているやつだからという話をしたときに、全然知らないんですよ。ですから、どうしてその報告が出てきたのかなって今、思った。

それともう一つ、ジャンボタニシのほうの件だけれども、每期、同じようにやっているんだけど、効果というのはどの程度に把握していますか。

○藤野 大農政課長 ジャンボタニシの防除の効果でございますけど、防除面積は、年々増加傾向にありますけど、実際に稲の食害被害、これがどの程度抑えられているのかというところは、全体的には横ばい傾向というふうには思っています、例えば、今年はジャンボタニシにかなり食害を受けたよというようなところは近年聞いておりませんので、そういった意味では、多少なりとはあると思うんですけど、そんなに大きな被害額になるほどの問題は起きていないんじゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○鈴木浩己分科会長 ほかでございますか。

○村松幸昌分科会員 6款1項3目、225ページです。

ここの不用額を聞きたいんですけども、目です、農業振興費の中の不用額が3,356万9,162円、事業が多いものですから、積み上がってるところなのかと思うんですけども、その辺、一言教えてください。

○藤野 大農政課長 強い農業づくり交付金で実施した事業で、株式会社グリーンテックが令和2年度に、ハウス、それから葉ネギの処理・加工施設を整備した事業がございまして、これが一応令和2年度の繰越明許という形で、実績以上にもともと予定していた金額を繰越している関係があったのが不用額が大きい要因だったかなというふうには検証しているところでございます。

以上でございます。

○村松幸昌分科会員 分かりました。

同じく6款2項2目です。

今度、水産振興費、ここも不用額が2,350万7,007円、ここも同じく、どんなものかなというのを教えてください。

○岩ヶ谷佳史水産振興課長 不用額が多いのにつきましては、もうかる漁業改革型漁船建造支援事業費なんですけれども、当初していた事業者の借入れ額がかなり減額になったものですから、その分がここの部分の主なものになります。

○村松幸昌分科会員 分かりました。オーケーです。

○鈴木浩己分科会長 ほかでございますか。よろしいですか。

○河合一也副分科会長 6款2項4目、ページ231ページ、概要説明書の118ページ、うみえーる焼津管理運営事業費ですけども、私、ここ、一般質問をさせていただいて、令和2年から令和3年にかけて利用者が増えた、12%増えて、売上げも13.何%上がったという話を聞きました。そのところの販売促進業務、これが功を奏した部分もあると思

いますけれども、具体的な販売促進を、どのようなことを行ったのか教えてください。

○岡村 昇漁港振興課長 基本的には、うみえーる焼津に入っていられる店舗のほうでのPR活動と合わせながらも、地域のほうで連携をしながら周知を図っているところがございますけれども、中ではチラシとか、そのようなものを市の施設とか、観光施設とか、そういうところのほうにチラシを配布させていただいて、お互いに、来場者とか、観光業者の方たちに問合せがあったときには情報提供をお互いにさせていただいて、双方に行っていただくというような連携を図って、もしくは、あとオリンピックの関係とか、そういうところの会場として、うみえーるの近くを利用させていただくというような、市全体でのそういったPR活動というものをしてもらって、その後のレガシー事業のデジタルスタンプラリーにより、うみえーるに寄っていただくというような仕組みづくりをさせていただいて、より皆さんに行っていただくような取組をしているところでございます。

○河合一也副分科会長 より一層、私も申し上げましたけど、あそこに限らず、一帯の利用をさらに促進してもらうために、PRのほうとか、いろいろお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木浩己分科会長 ほかに。

○村松幸昌分科会員 ちょっと戻りますけれども、6款2項2目の深層水脱塩施設管理運営費1,489万4,327円です。231ページ、資料117ページです。

ここの詳細は出ているけれども、私、あそこは散歩コースですので毎日歩いていますけど、水も非常によく評判があるんですけれども、あそこの深層水、もっと利用促進というんですかね、販売促進をどういうふうに考えているのかなというのをお聞きします。

○岡村 昇漁港振興課長 まず、深層水につきましては、焼津市の地域資源でございますので、それにつきましては、皆様のほう、市民、また企業のほうに、もっともっと利用させていただきたいと考えております。そのためには、深層水教室をして、市民の方に深層水を知っていただくとか、そういった形で利用、一般の方とか、地域企業のほうにも、もっともっと利用させていただくような形で募っているところでございまして、一応、使用するには登録していただくような形で使っているんですけれども、登録のほうの人数も、毎年コンスタントに登録者というのがありますので、基本的にはそういった地道な広報活動で深層水のニーズが広がっていくかなと思っております。引き続き、産業等にも利用していただければより地域の振興にもなりますし、市民の方に利用していただけるような形で今後も適正な管理をして、運営していきたいと考えてはおります。

○村松幸昌分科会員 説明はお聞きしました。

それで、ここの117ページの資料の中で、小口というのは多分、市民だと思います。大口146トン、418件って書いてありますけど、これは多分、大口ですので、業者が時々タンクローリーとか、あと西日本にある活魚のトラックが止まって水を入れていますけれども、今おっしゃった登録者数というのはどのくらいあるんですか。これは利用件数ですが、延べですよ。

○岡村 昇漁港振興課長 ここに、概算資料に載っているのは延べの数字になります。毎年ですと、大口のほうだと二、三件、小口のほうだと180件ぐらい、毎年登録がある状



況でございます。

- 村松幸昌分科会員 同じように深層水を使っているまちって結構あるんですよ。私、高知県の室戸へ行ったことがあるんですよ。室戸は、ダイードリンクが作っているミウというミネラルウォーターがあそこで作っているって書いてあって、確かに私もそこを見たんですよ。

それで、室戸市は、焼津と同じようなまちなんですけれども、お酒から、しょうゆから、ほとんど深層水利用って書いてあるんです。それに比べると、焼津はほかにも会社だっているいろいろあるんですけれども、それにしてももう少し企業とタイアップして、使ってもらって焼津深層水って書いてもらう。確かに今もあります。何社か、スーパーへ行くところあるんですけれども、それをもう少し出すほうの情報発信をしてもらったほうがいいのかなというふうに思ったり、ふるさと納税で対象になるところに一回作ってもらって入れてもらったりという、そういうのを少しやっていただいたほうがいいのかなと思いますので、ぜひお願いをします。

以上です。

- 鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。
- 安竹克好分科会員 7款1項2目チャレンジショップの運営事業費をお伺いいたします。決算書は235ページの説明資料は125ページとなります。

チャレンジショップ、昨年度は3店の実績があったと。毎年毎年人気があって、非常にいい事業かと思います。

開業するための、まずチャレンジするための場所を提供して、実際に、これは半年間でしたっけ、たしか、半年間ぐらいやって、その後、ある意味、卒業したときに、アフターサービスというんですか、起業するお手伝いみたいなことは何かしらされているのでしょうか。

また、あと、毎回毎回やって実際に起業した人の率、その辺も分かったら教えていただきたいなと思って。お願いします。

- 多々良智彦商工課長 チャレンジショップについてなんですけれども、アフターサービスということになるんですけれども、現状、起業する場合は、今、商工会議所でありますとか金融機関さんのほうへ回ってもらうことが多くて、うちのほうで何かお手伝いということは特にしていませんので、専門的などがやっていたらと伺っています。
- 大本裕一経済部長 アフターサービスのところなんですけれども、今、課長のほうから商工会議所にといいことがありましたけど、会議所のそういう支援は市のほうで予算づけという形でやってございますので、そういった意味で市と会議所と連携して支援をさせていただいているところでございます。実際になかなか開業とか、専門的のところはありますので、そういうところは会議所の知見を使っているのと、そういう格好でございます。

実際にそれが起業につながっているのかということなんですけど、なかなか、これまでずっと続けてきている取組ですので、そういった方々がやっぱり基盤のある程度置いてから起業するというケースもあるものですから、網羅的になかなかそれを捕捉するってちょっと難しいところが実際はございます。

ただ、最近の成果として、実際に制服のリユース店というところでやっていただいた方が実際に駅前通り出店するということがありますし、そういった出店をするよというときに、焼津市に出店していただく場合には、現在中心市街地の空き店舗の改修補助というのをやってございますので、こういったものもしっかり案内して、そういうチャレンジショップでいい取組だと思いうのは、できるだけ支援してしっかりと続けていただけるよということ、今、施策は連携をさせていただいているところで

以上です。

○安竹克好分科会員 この事業なんですけど、私も事業のチャレンジショップを利用された事業者さんからもお話を伺っておりまして、大変うれしいと、なかなか起業するというのは冒険ですので、実はこの商売が成功するのかもしれないのか、ある意味、失敗しちゃったら財産がなくなってしまうんですから、そのためのまず練習台というんですか、そういう環境を与えてもらおうと本当にありがたいと。この事業に関しては費用面に関してそんなにかかっているものじゃないものですから、費用対効果って考えたらすごく高いんじゃないのかなと感じております。

これからも、できましたら商工会議所さんとタイアップして、アフターサービスというんですか、そこら辺も充実させていただければ、本当にいい事業と思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

それじゃ、お昼に入ります。ですので、13時、再開いたします。よろしく願いします。

休憩（11：58～12：58）

○鈴木浩己分科会長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

引き続き、質疑、意見のある分科会員は御発言願います。

○杉崎辰行分科会員 6款2項2目、決算書のほうが227ページ、参考資料が115ページ。

この中の水産振興費のさかなセンター活性化対策事業922万5,600円です。これ、出ておりますけれども、この効果はどういうものなのかなということでお聞きします。

それに関しましては、毎年、ここに事業費として出ているんですが、そういう効果が見られないというか、検証できていないものですから、その辺の説明をいただきたい。

その後、答えによって質疑させていただきます。

○岩ヶ谷佳史水産振興課長 さかなセンター活性化対策事業費ですけれども、こちらにつきましては、今、分科会員がおっしゃったように、誘客の促進事業と、あとセンター内にあります空き店舗を活用した情報発信の事業の2本ございます。

誘客促進事業につきましては、当然、ここ数年、ここ2年ですか、新型コロナウイルス感染症の影響で、観光バスでありますとか、一般のお客さんでありますとか、減っているわけなんですけれども、その中で、さかなセンターとしても、SNSによる情報発信を始めたりですとか、あと通販サイトを開設してホームページを更新したり、その辺の集客の方法もいろいろ考えて進めているところであります。それによりまして、令和

3年度は令和2年度よりもお客さんが戻ってきたというふうに報告を受けておりますので、その辺の効果があつたのではないかと考えております。

その辺の検証につきましては、市のほうも、いろいろな集客の方法ですとか、お客さん全体もバスからマイカーへ切り替えるというような状況になっておりますので、その辺でも市からアイデアを出して、積極的に連携して進めていきたいと考えております。

以上です。

- 杉崎辰行分科会員 十分問題点は把握なさっていると思うんですけども、やっぱり観光客というか、それ自体が変わってきているというのは事実だし、消費者のニーズも変わってきている点もあるんですが、新しくできたところとか、全国、それとか、この近くでいうと、沼津なんかはなかなか展開の中で少しずつ変えていらっしゃる。どっちかという飲食が主立っているんですが、向こうは。そういったケースとか、いろんなことを取り入れてくると、今ここは熟成されてきて、過渡期というか、そろそろ方向転換をしないとイケないかなという時期に来ていると思うんですよ。

私が思うのは、毎年、こういう1,000万円近くのお金を同じような形、同じような内容で出してくるというよりも、大株主の人たちと、それと、あそこの団体の人たち、団体のまとまりもこの前解散しちゃったものだからいろいろ難しい面があるんですが、そういうところで進路を決めてほしいなど。そういうことにお金を使う予算だったら、何となく私らも、どういった内容ですかということで押しやすいんですが、またこれが今年度というか、来年へ向かっての予算でこういうものが出てくる、今年の決算でも多分これは出ると思うんですよ。それはもういささかいかかなものかなと思っていることから、今お聞きました。

当然考えてらっしゃるんでしょうけれども、将来展開のようなことを、今あるんでしたら聞かせてください。

- 岩ヶ谷佳史水産振興課長 将来展開という御質疑でございますけれども、現在、御存じのように空き店舗がかなり増えております。それから、施設全体ももう40年近くたって老朽化しておりますので、それをまず空き店舗を埋めるためにどう魅力のあるセンターにしていくかというもの、そういうものも運営会社のほうで、内部で話し合っているところがございます。施設全体の修繕にしても、このままでいいのかとかというのも運営会社の中で話し合っておりますので、市としましてもそれに支援する、協力するというのを積極的にやっていきたいと考えています。

以上です。

- 杉崎辰行分科会員 ぜひお願いします。ありがとうございます。

- 安竹克好分科会員 7款1項2目やいづワーク（新しい働き方）導入事業費のことをお伺いします。

予算書は235ページ、説明資料は126ページでございます。

やいづワークの漁具倉庫、これは令和3年度4月にプロポーザル公募をされて、株式会社VILLAGE INC、共同事業者として株式会社アール・アイ・エーさんが決まったかと思うんですけど、その後、順調にこの事業は進まれている、予定どおり進んでいるのでしょうか、お尋ねします。

- 多々良智彦商工課長 事業のほうですけれども、ワーケーション施設につきましては予

定どおり完成をしております、その他の施設につきましても、令和3年度事業につきましてもは順調に終了しております。

今年度、令和4年度事業につきましても事業をやっておりまして、今年度中に完成、来年度4月にオープンする予定でございます。

○安竹克好分科会員 予定どおり進んでいるということによろしいですね。何の問題もなくでよろしいでしょうか。

○大本裕一経済部長 何の問題もなくといったところはこういった御趣旨かってあるんですけれども、事業主のところ、先日リリースさせていただいてはいますけど、これは今回、令和3年度決算ですので、令和4年の事業について申し上げるのはお許しいただきたいんですけれども、現在の状況としては、また新しくテレワーク交付金を活用した事業と組ませていただいている、そちらについてまた新しい事業者に入ってもらって整備を進めていくという段取りが整っているところでございます。VILLAGE INC社とその会社と2者で一緒にやっていくということで今進めてございます。

最終的な座組みがどうなのかって、またこれからの話があるかもしれませんが、施設整備自体はそういったお話を伝えながら、順調に進めてございまして、先ほど課長から答弁がありましたとおり、来年4月から一定の稼働の形ということは取れるようにということで進んでございます。

○安竹克好分科会員 決算審議ですので、令和4年度のどうのこうの、ここで議論する話じゃないんですけど、令和3年度のうちにプロポーザルされて順調に進ませたこの2者さんが、VILLAGE INCともう一社、新たな、変わったということによろしいんでしょうか。アール・アイ・エーさんから違う業者が変わったということによろしいんでしょうか。

○多々良智彦商工課長 一応加わったという形で考えています。

○安竹克好分科会員 代わった。

○多々良智彦商工課長 加わった。

○安竹克好分科会員 加わった。了解します。

○河合一也副分科会長 今回の点なんですけど、2年にわたって今リノベーションされていると思うんですけど、私、よくそこを通るんですけど、駐車場とか、そんなのは何かこれから変わっていくぞという雰囲気が出たんですが、倉庫自体は奥のほうから、今、多分変えたと思うんですけど、中は見ていないもので分からないですけども、何か見た感じとしては、昔の雰囲気をそのまま残すのかもしれないけど、何か外装的にはちょっと一んって思ったんですけど、奥のほうはあれで終わったということなんですか。

○多々良智彦商工課長 奥につきましては、左側から工事が進んでおりまして、見てのとおり、あの形で終了していて、あれもあの外観を残したいということで、あの外観、実は塗り直しているんですよ。元あったような色で塗り直して、あの外観を残したいというふうに、そういう形を取っております、市としましても、テレワークができる施設とか、あとシャワールームでありますとか、そういうものは、設備は整ってまして、一応あれはあれで終わっていると。

○河合一也副分科会長 本当に私、あそこを分かって分かって、外装はこれから、今年度の作業として一遍に両方やるのかなと思ったんですけど、じゃ、後ろのほうはそれな

りに外装もされてきているという感じ。これからの変貌を楽しみにしていますけど、今後、テレワークの拠点になってくるというときに、何か既に幾つか問合せがあったりとか、そういう見通しはあるんでしょうか。まだこれからのことで申し訳ないですけど。

○多々良智彦商工課長 テレワークなんですけど、今、単年度事業といたしまして、施設の整備等に、あとPR事業も行っています、その中でたくさんの方に来ていただいて見ていただくということをやっておりますので、そういった形で、これから問合せ等も来るんじゃないかなと、オープンに向けてそういう形になるんじゃないかと思っています。

○河合一也副分科会長 今の時点でも反応があるということ。

○多々良智彦商工課長 そうです。

○河合一也副分科会長 了解です。

○鈴木浩己分科会長 ほかに。

○安竹克好分科会員 7款1項2目の地域プロジェクトマネージャー活動費、お伺いします。

決算書は235の説明資料は126ページ。

これは魚の三浦愛さんですね。具体的に、この地域プロジェクトマネージャー、魚の三浦さんなのかな、その方の主な活動内容と、あと成果というものを、数字的とか何かしら表していただけたらありがたいです。お願いします。

○多々良智彦商工課長 活動といたしましては、テレワーク、焼津にお越しいただいた方と地元の方とのマッチングのコーディネートとか、あとは焼津の魅力の発信といったことをお願いをしております。

その中で、発信なんですけれども、月4回以上ということで、24回の情報発信を行っていただいております。

あとワークショップを6回開催していただきまして、400人以上の参加者がいらっしゃいました。

○安竹克好分科会員 大変、地域プロジェクトマネージャー、評判もよくて、すごく私もいいなと感じます。

ただ、実際にこれは事業ですので、いいなとかどうのこうのじゃなくて事業ですから、数字的にこういうプラスになったよ、これだけ今、この事業で成果が出ているよとか、そういうのがもっともっと分かりやすくなれば、すごくこの事業を素晴らしいねって評価できる対象になると思いますので、何か今のままだとぼやっと、三浦さんがいて動画配信していますよ、だから何なのって、そこら辺になっちゃうものですから、せっかくいいことだと思うんですよ、私、これ。やっていることはいいなと思って、焼津にとっすごくいいことだなと思いますので、もうちょっと形に出るようなことをしてもらえたらありがたいと思いますので。

以上です。

○鈴木浩己分科会長 ほかに。

○安竹克好分科会員 7款1項2目の中心市街地にぎわい創出事業をお伺いします。233ページの122ページに載っております。

中心市街地にぎわい創出事業、ターントクルこども館のライトアップとか、商店街の

イルミネーションをされたと思うんですけど、5市2町のやつですよ。毎年毎年、焼津駅を色鮮やかにしてもらって、令和3年度に関してはターントクルこども館のところもやってもらったんですけど、費用の内訳と費用対効果、費用対効果はどういうふうに、算出するのは難しいかもしれないんですけど、要は、電球を使ったら毎回毎回、1回で処分しちゃうのかとか、それを繰り返すのか、そこら辺も、金額的にかなり大きな数字ですので、どのようにされているのかなと、お伺いします。

○多々良智彦商工課長 この事業につきましては、プロポーザル形式で委託業務で行っておりまして、全額委託業務になります。

それで、分科会員がおっしゃったような電球なんですけれども、一応、前のものはこちらで取ってはあります。それを次年度の方に使っていただきたいということもあるんですけども、長さとか、いろんな条件がありまして、また次の方がすぐ使えるかという、使えないということが多いようで、保管をしている、そういったことになっております。

あと、費用対効果という点になるんですけども、はっきりした数字はないんですけども、昨年も実施をしまして、来ていただいた方、アンケートを取っておりまして、その中ではおおむね良好といいますか、8割以上の方によかったというような御回答でいただいています。

○安竹克好分科会員 はっきり言わせていただきます。私は、経済部商工課の働き方、とっても関心を持っています。本当に頭が下がります。ただし、このにぎわい事業に関しては、アンケートで、今おっしゃった、いい評価はされているよと。本当ですかと言いたい。これは町のうわさを聞けばちょっとね。

他の市町と、5市2町、ほかの市町と比べちゃう、事情も知らずに、こっちのまちのネオンはすごいねとか、それは事情も知らない市民の方が言います。他の市町は民間とタイアップしてとかいろんなことがありますけど、そのときに、じゃ、焼津のネオンに関して、焼津、すごい、いいね、きれいだね、正直、私はあんまり聞いたことがございません。それは実感があると思います。アンケート調査でいいことが書かれているかもしれないけど、社交辞令なのかなとも思っちゃうぐらい、ちょっと残念な現状かと思うんですよ。

このにぎわい創出事業の事業、これ、本当、私、もっともっと成功させてほしいんですよ。商工課さんのやっていることにいつも私は大変評価しています。すごくやれると思っておりますので、ぜひ、これは令和3年度のときの、今まで令和2年度とか、その前の焼津駅のときよりちょっと令和3年度は落ちたんじゃないかなって思えちゃうところが正直あります。ですから、もうちょっと成功させていただければと、すみません、意見で終わります。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○青島悦世分科会員 決算書の229、概要説明報告書の115、遠洋漁船水揚げ促進総合支援事業費、これの2,550万3,353円、焼津漁協協同組合を通じて補助金を交付したということですけど、この内訳というのは分かりますか。

○岩ヶ谷佳史水産振興課長 遠洋漁船の水揚げ促進総合支援事業費の内訳ということでございますけれども、遠洋漁船に対して支援をしているものでして、まず、遠洋鮪延縄漁

船につきましては799万9,964円、それから、遠洋鰹竿釣漁船、一本釣りの漁船ですけれども、こちらは440万3,475円、海外まき網漁船は1,303万9,914円です。あとは事務経費の6万円。

以上です。

○鈴木浩己分科会長 ほかにございますか。

○村松幸昌分科会員 7款1項2目の予算書233、資料120ページです。

ここの商店街振興費の中の、資料のほうの商店街街路灯電力料補助事業、金額的には35万8,000円なんですけど、まず、ここに予算をつけているところの街路灯を設置している商店街の現状というのはどこなんでしょうか。まずそこを教えてください。

○多々良智彦商工課長 商店街ですけれども、焼津駅前通り商店街、西町通り商店街、港銀座発展会、中央通り商店街となっております。4か所です。

○村松幸昌分科会員 ということは4か所ということですね。

○多々良智彦商工課長 そうですね。

○村松幸昌分科会員 ああ、そうですか。そうすると、今言ったように、駅前と西町と、もう一遍、教えてください。

○多々良智彦商工課長 西町と港銀座、あとは中央通りです。すみません、漏れてしまいました。ゴールデン街共栄会さんが昨年で終了となっております。

○村松幸昌分科会員 そうだね。分かりました。

それで、商店街、頑張っているわけなんですけれども、そこから、街路灯について、何か電灯料だけじゃなくて、ほかのものに変えてくれとか何か要望というのは、声、届いていますか。

○多々良智彦商工課長 昨年ですけど、ゴールデン街共栄会につきましては、電灯自体の支柱等の腐食が激しくて、強風で倒れてしまうというケースがあったということで、調査したところ、あと数本、そういうものがあるということで、これは維持が難しいということのを伺っております、全部撤去をしてしまいして、昨年で終了という形になったんです。

○村松幸昌分科会員 そうなんですよね。皆さん、昔の昭和通りのところもアーケードがあって、あそこに行って私たちが子どもの頃は本当にこの辺じゃ一番の商店街だったんですけど、今のような形になっちゃったというのは、やはりその物の維持管理ができなくなっちゃって、そうすると、何かの市の補助金だとか、そういうものをもらってやるとなると、意図したことと全く違うような事業になっちゃうというのがよくありますので、その辺もよく考えて、街路灯というのはまさしくそのところを明るくするものであって、それをどうするのかということから考え直してもらったほうがいいのかなと、そういうふうに思っています。よろしくお願いします。

以上です。

○河合一也副分科会長 予算書の235ページ、概要説明書の124ページ、7款1項10目産業立地促進事業の助成費なんですけれども、この事業はいろんな多くの企業とかを誘致するため、市としてとても大事な主要事業になっているんじゃないかなというふうに思います。いろんな雇用を生み出すことにはなると思うんですけど、今回の3件における雇用人数というのを教えてもらっていいですか。

- 多々良智彦商工課長 すみません、資料がなくて、人数のまだ確認は今、こうと言えませんので、また改めてお知らせします。
- 河合一也副分科会長 できましたら、その雇用も、例えば、経過的な観察とかはしているんでしょう。例えば、最初に1人50万円として出たりしますけど、例えばって想像であれですけど、外国の方なんか、最初の年は50万円もらえて何かいいけどすぐ辞めちゃうとか、そういう雇用が継続的につながっているのかどうかというのも、もし、数字じゃなくても、聞き取りでも何でも、大体の感じで分かれば教えていただきたいなど。もし今答えられるようでしたら。
- 多々良智彦商工課長 資料124ページの産業立地の促進事業費補助金の下に産業立地奨励事業費補助金がございます。この固定資産税を3年間補助しますよというようなことになるんですけども、これにつきまして、雇用の人数もここで増減しておりますので、3年間はここで確認を取っていただきます。万が一人数が減るのであれば理由書をいただいてなるべくその人数を確保するよというようお願いをしております。
- 河合一也副分科会長 分かりました。ありがとうございます。
- 今後の問題として、私なんかも一回言ったことあるんですけども、大手の会社からちょっと広い土地を倉庫で欲しいけどなんて、なかなか今その土地がないということでお断りしたということもあつたりしますけれども、今後、そういうところへ来てもらえば、とっても市としても、固定資産税や何か、いろんなものが入っていいと思うんですけど、その場所を作る方策があるのかないか、そこ、1つ、研究の余地がある。
- もう一つ、逆に、今までも製造業が中心だったんですけど、そうじゃなくて、この土地だとちょっと狭いけど、こういう企業さんとかこういう業者が来てくれればいいって、逆にその土地をPRするとか、そんな方法もあるんじゃないかなと思うんですけど、そんなことは考えられているのかどうか、教えてください。
- 多々良智彦商工課長 分科会員のおっしゃるとおり、私たちが各企業さんのほうへ訪問とかいたしまして、実際よくあるのが市内にある企業さんが老朽化移転をしたいというお話を伺ったとしても土地のほうがないもので、どうしても農地との絡みが出てまいりますので、これから、今後とも、解決できるような方法を研究してまいります。
- 河合一也副分科会長 ぜひ中長期的に、私もそんなことを考えるときもありますので、ぜひ当局としても一生懸命また研究していただいて、いいアイデアを出していただければというふうに思います。
- 村松幸昌分科会員 7款1項2目の販路拡大支援事業です。235ページ、資料124ページ、一番下段のところにあります。
- ここの中小企業等販路拡大事業補助金について、ここで7社っておりますけど、そもそもこの展示会場の出展した場所がどこなのか教えてください。
- 多々良智彦商工課長 7社なんですけど、7社それぞれ別の場所に、こちらであっせんするよりも、会社の方が行きたいところへ行っていただいて、それに対して補助する形になっておりますので、場所で行きますと、愛知県とか、東京ビッグサイトでありますとか、幕張メッセとか、いろんなところへ行っております。
- 村松幸昌分科会員 分かりました。それじゃ、希望するところに行ってもらって出すと。それで、補助をしているところって、結局、役所だものですから、補助金を交付した



ら実績報告書なりもらうのかなと思うんですが、その辺はどうなっていますか。

○多々良智彦商工課長 実績報告書のほうは出していただいておりますので、確認はさせていただきます。

○村松幸昌分科会員 その報告書を見て、担当課として何か評価しているわけですか。していなければ、また来年、予算をどうするのかというのがあると思うので、その辺、コメントを一言をお願いします。

○多々良智彦商工課長 販路拡大につきましては、各社こういったところもありまして、テーマだと思っておりますので、評価はいたしますけれども、課としても、これから支援のほうは続けていきたいと思っています。

○村松幸昌分科会員 分かりました。

だものですから、当然、ここの自由意思でもって行ってもらおうと。その中で、補助金を出すんですので、必ずこれだけは焼津のPRをしたいよとか、必須のものを持って出かけていってもらおうという、そういう考えというのは、やっていたらやっている、やっていないかどうなっているのか、その辺も教えてください。

○大本裕一経済部長 すみません。先ほどのところの答弁、ちょっと修正させていただきたいんですけども、この中小企業の販路拡大事業補助金は、実際、新型コロナウイルス感染症の中で、なかなか従来のように東京の展示会に行って出店しましょうとか、そういった形じゃなくて、もっと新しい形のやり方も出てきたものですから、そういった形になるように、今年度の事業としては、従来型じゃなくてデジタル技術を活用したような形でということで座組みを変えてございます。

その上で、また今、村松分科会員から御指摘があったような、産業シティーセールスというところだと思いますけれども、まちの産業の色合いとかが出てくるような要件組みとか、そういうところは今年度の事業の成果も踏まえてまた検討していきたいと思っています。

○村松幸昌分科会員 了解です。

○鈴木浩己分科会長 ほかに、よろしいですか。

○河合一也副分科会長 237ページです。7款1項3目、概要報告書には記載がありませんけれども、観光イベント開催事業費。

この1,600万円ほどなんですけれども、説明を受けたときには踊夏祭などということだったんですけど、1,600万円の費用ということだもんで、その辺、細かく、イベント名か場所で網羅してもらってもよろしいですか。

○相良康二観光交流課長 観光イベント開催事業ですけれども、こちらの予算につきましては、焼津のみなとまつり、あと大井川港の朝市、あと踊夏祭、それと海上花火大会、それとクリスマスの花火、この5事業がイベント開催事業費として予算化しておりました。令和3年度につきましては大井川港朝市が悪天候により中止をしました。花火につきましても、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止が発令されたということで中止となっています。

以上です。

○河合一也副分科会長 できれば、説明で踊夏祭などじゃなくて、やっぱりそれぐらいの事業、書いてもらって内訳幾らというふうにしてもらおうと、我々、見てありがたいなど

思います。

○鈴木浩己分科会長 ほかに。大丈夫ですか。

○河合一也副分科会長 7款1項5目、ページが239ページ、概要説明書は131ページ。

ふるさと寄附金基金費ということですが、これ、いつも説明を聞いていた子育てとか、教育とか、あと観光とか、もう一つは健康とか、そういったものの3方面に使われるという話を聞いてはいるんですけども、この3事業に充当させる上で、割合なんか、毎年大体これぐらいで振り分けるとか、決まっているのでしょうか。

○青島庸行ふるさと納税課長 まず、こちらのふるさと寄附金基金積立金というものなんですけれども、その年の寄附金からの積立て可能額を寄附金の基金に積み立てる内容になります。

その時点では、どの事業に割り振るとかという選別みたいのはされていない段階になります。実際には、取崩しのほうで、こちらは財政課が所管しておるんですけども、そこで各事業に割り振られるという格好になるんですけども、そこで特に毎年決まった割合というのはないんですが、令和3年度につきましては17億2,279万9,000円になるんですが、まず、子育て支援事業、子どもの学習環境整備等に32%、それから観光交流事業に活用をというのが39%、それから健康増進支援、先端医療機器整備等に13%、それから、令和3年度につきましては、コロナ・安全に関する事業に活用ということで16%ということで割り振りのほうが振り分けております。

以上です。

○河合一也副分科会長 大体、割合として均等に今、振り分けられて、新型コロナウイルス感染症を健康とかそういうのに含めれば、ほぼバランスよくなっているなというふうに思いました。

あと、今回は取崩し分がそうだと聞きましたけど、残高をずっと見てみますと、その年その年によって使い方があっていきますけれども、今、50億円ぐらいの残高、このままいくと少しずつでも上がっていきますけれども、ずっとこれは残高を、将来的に何かこれをこういうふうにという展望があつての残し方をしているのでしょうか。

○青島庸行ふるさと納税課長 基金の取崩しにつきましては、財政課のほうで、毎年、割り振られておりますので、ふるさと納税課としては何とも言えないところがありますけれども、希望としては積立でいただいて、金額が多くなるようにしていただくとありがたいなというふうに思っております。

○河合一也副分科会長 すみません。無理やり分野と違うことを聞いて申し訳なかったです。とても気になるところで、せっかく焼津ならではということたくさん集まってくる中で、何か特色ある使い方をぜひしてもらいたいなと常々思っているところがあるものですから、有効にぜひ使ってほしいなということで思っています。すみません。

○鈴木浩己分科会長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己分科会長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

本日は討論と採決はございませんので、以上で経済部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

経済部の皆様、御苦労さまでした。

これもちまして、当分科会に付託されておりました議案の審査は全て終了しましたので、予算決算審査特別委員会建設経済分科会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会（13：33）